

美濃加茂市 立地適正化計画

本編
(案)



美濃加茂市

目 次

1	立地適正化計画の概要	1
1-1	立地適正化計画の概要	1
1-2	立地適正化計画で定める事項	1
1-3	立地適正化計画の位置づけ	2
1-4	対象区域	3
1-5	計画期間	3
2	美濃加茂市の概況	4
2-1	市街地形成の経緯	4
2-2	人口動向	6
2-3	土地利用等	9
2-4	生活サービス施設	12
2-5	交通	16
2-6	災害	21
2-7	財政	23
2-8	都市構造に関する評価・分析	24
2-9	将来見通し	25
2-10	項目ごとのまとめと立地適正化に関する都市構造上の課題	27
3	立地適正化計画における基本的な方針	28
3-1	まちづくり基本方針	28
3-2	将来都市構造	31
4	誘導区域・誘導施策	34
4-1	都市機能誘導区域	34
4-2	居住誘導区域	41
4-3	誘導施策	48
4-4	届出制度	51
5	計画の進行管理	54
5-1	定量的な目標値	54
5-2	期待される定量的な効果	56
5-3	計画の進行管理	57

<別冊 資料編>

1 立地適正化計画の概要

1-1 立地適正化計画の概要

これまでは人口の増加や都市の成長・拡大を前提として都市の将来像を描きながら都市づくりが進められてきました。しかし、人口減少社会及び高齢化社会の到来を背景に、子育て世代から高齢者まで様々な世代の人々が安全・安心、快適で健康的な暮らしを実現できること、財政面からも持続可能な都市経営を可能とすること、等が全国的な課題となっています。

こうしたなか、平成26年8月、都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画」が制度化されました。立地適正化計画は、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考え方に基づき医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとするあらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるよう誘導するための計画で、概ね20年後を展望し市町村が策定するものです。

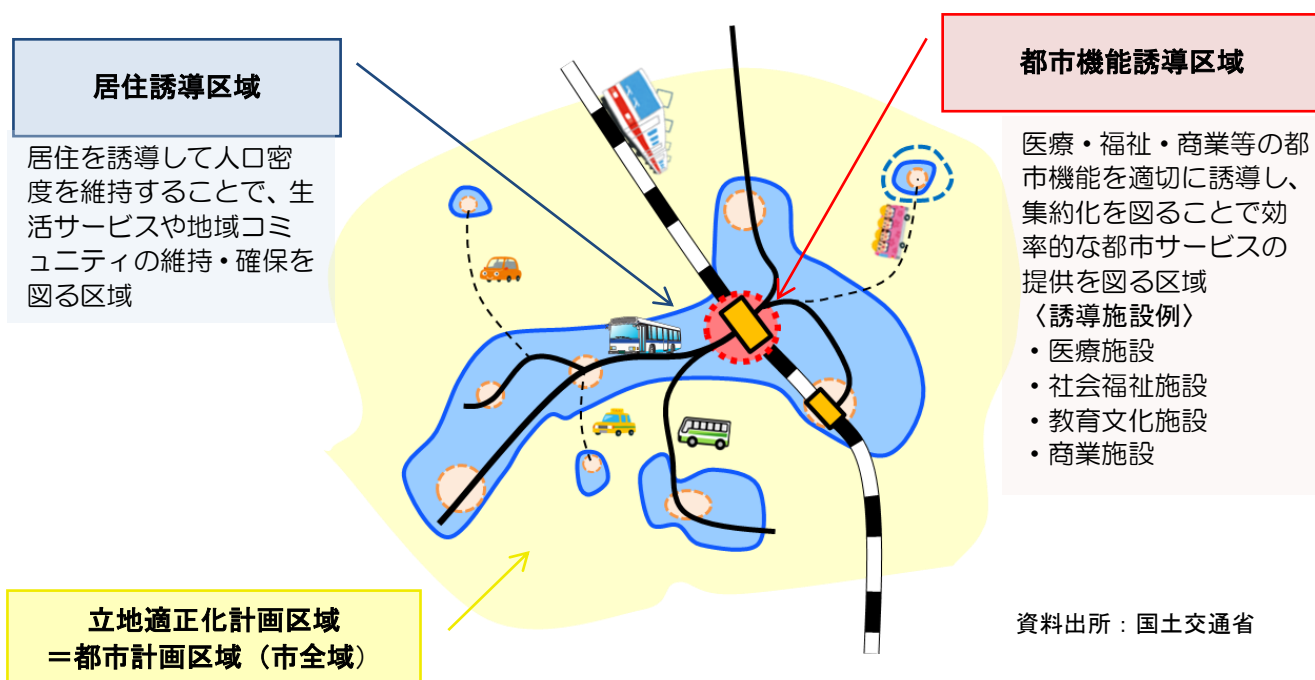
立地適正化計画は、様々な都市機能の誘導によって都市計画マスタープランで定めた都市の将来像の実現を図ることから、都市計画マスタープランの高度化版としてみなされます。

1-2 立地適正化計画で定める事項

都市再生特別措置法に基づき、主に次の事項を定めます。

- ◆ 住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ◆ 住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化を図る区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）
- ◆ 居住誘導区域に居住を誘導するための施策
- ◆ 都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策

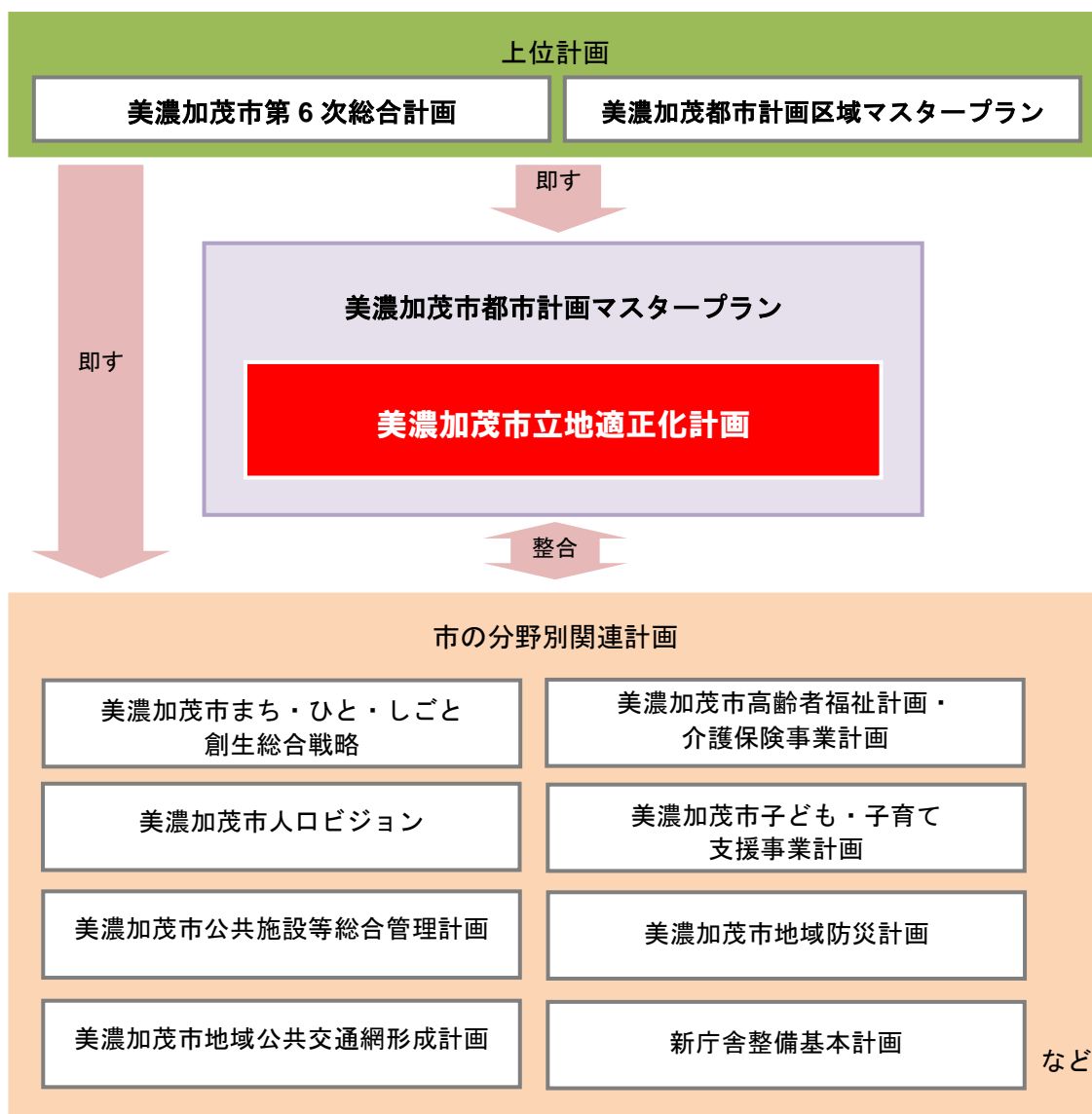
図1 立地適正化計画のイメージ



1-3 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、都市計画区域において、住宅や都市の生活を支える都市機能（医療・福祉、商業等）の適正立地を図るものです。

「美濃加茂市第 6 次総合計画」、「美濃加茂都市計画区域マスタープラン」に即し、「美濃加茂市都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、持続可能な都市の構築に向けた道筋を示すものとします。また、関連する分野別計画と連携・整合して総合的に推進します。さらに、国土交通省が進める「ウォークブル推進都市」登録を期に様々な取り組みを進めていきます。



1-4 対象区域

立地適正化計画の対象区域は市域全体（都市計画区域）とします。

1-5 計画期間

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市を展望することから、計画期間は、2020 年から 2040 年とします。なお、誘導区域・施策等に関しては、必要に応じて概ね 5 年を目途に見直すこととします（※）。

（※）立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等が記載されることとなる。その検討に当たっては、一つの将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来も考慮することが必要である。また、概ね 5 年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行う。（都市計画運用指針より抜粋）



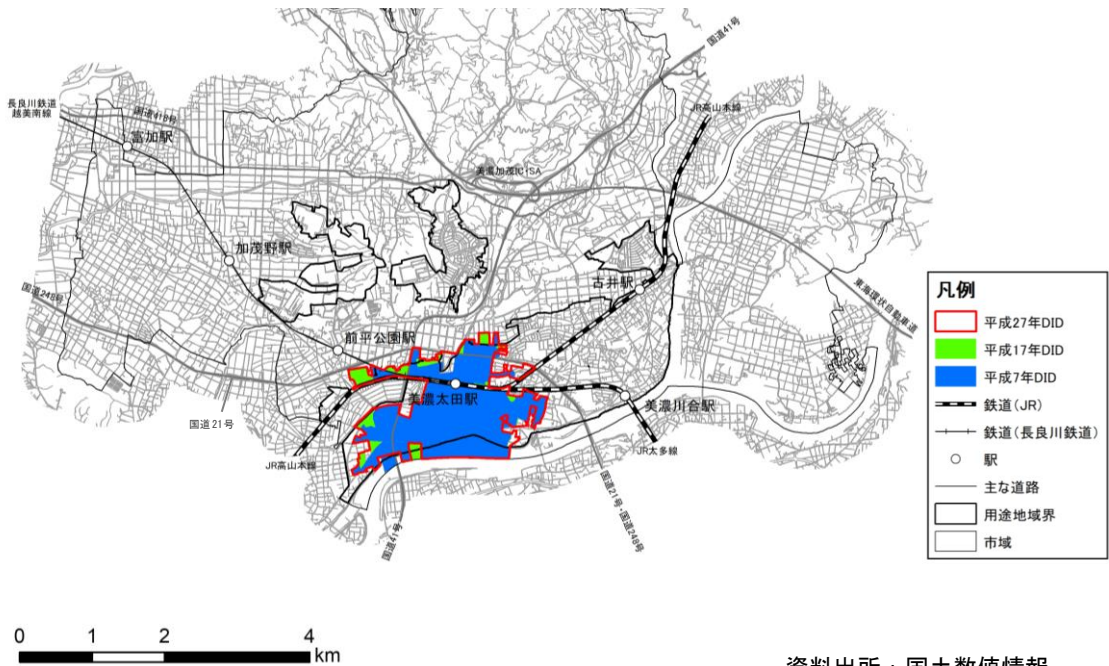
2 美濃加茂市の概況

2-1 市街地形成の経緯

①人口集中地区（DID）の変遷

人口集中地区は美濃太田駅の南側に広がっており、近年徐々にその面積は増加しています。一方、DID人口密度や全人口のDID人口が占める割合は低下しており、市街地は拡散傾向にあります。

図2 人口集中地区（DID）の変遷



資料出所：国土数値情報

図3 DID面積とDID人口密度の推移

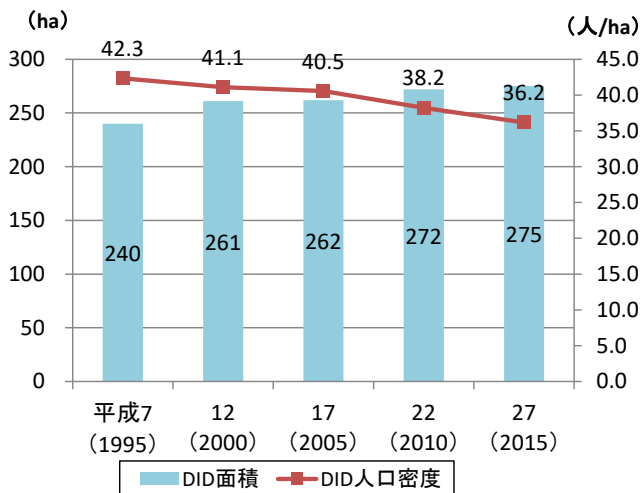
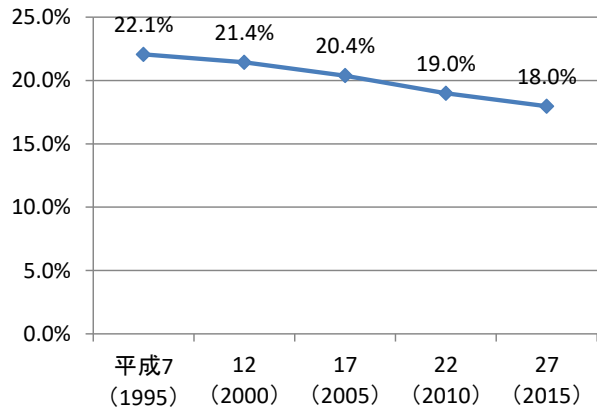


図4 全人口のうちDID人口が占める割合

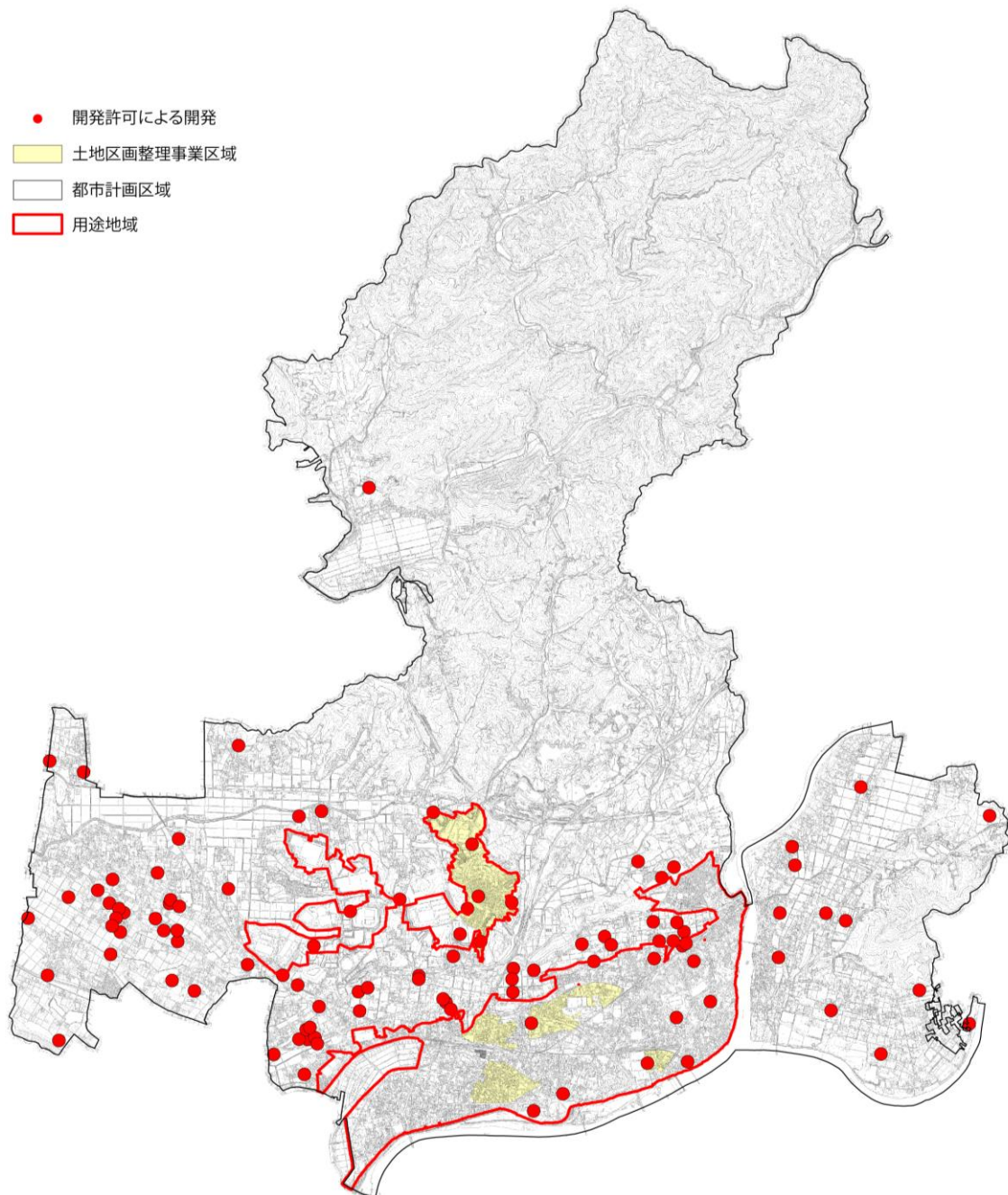


資料出所：国土数値情報

②開発許可の状況

開発許可の状況を見ると、加茂野地区や蜂屋地区の用途地域外の地区において開発の件数が多くなっています。

図5 開発件数（平成26年度～平成29年度）



資料出所：平成30年都市計画基礎調査

2-2 人口動向

①人口推移

人口は年々増加しており、平成22年から平成27年で655人増加（1.19%増）しています。

年齢階層別人口割合を見ると、65歳以上比率が増加し、15～64歳比率が低下していますが、平成27年時点で65歳以上人口比率は22.5%と県平均よりも低い状況にあります。（岐阜県平均28.1%）

図6 人口の推移（5年毎）

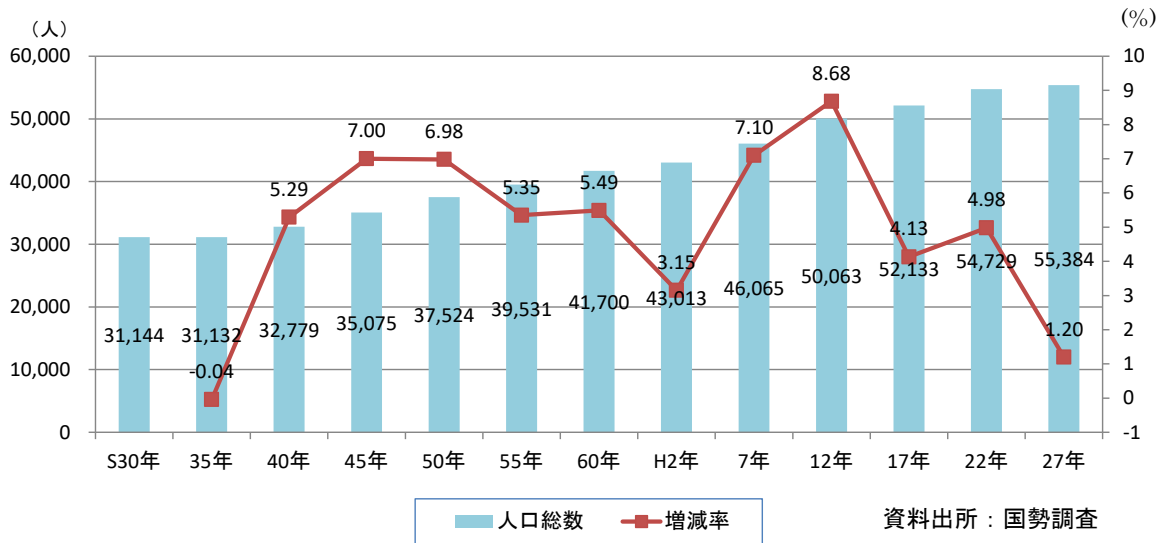
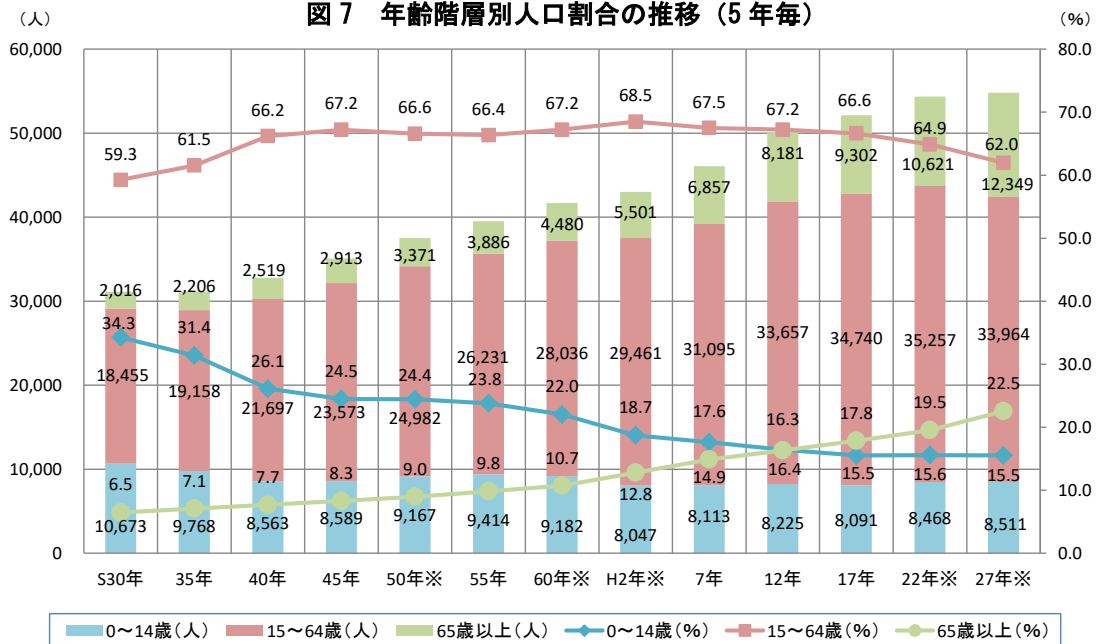


図7 年齢階層別人口割合の推移（5年毎）



※S50年、S60年、H2年、H27年は年齢不詳を含まないため、年齢3区分人口総数は、上記の図6の人口総数とは一致しません。

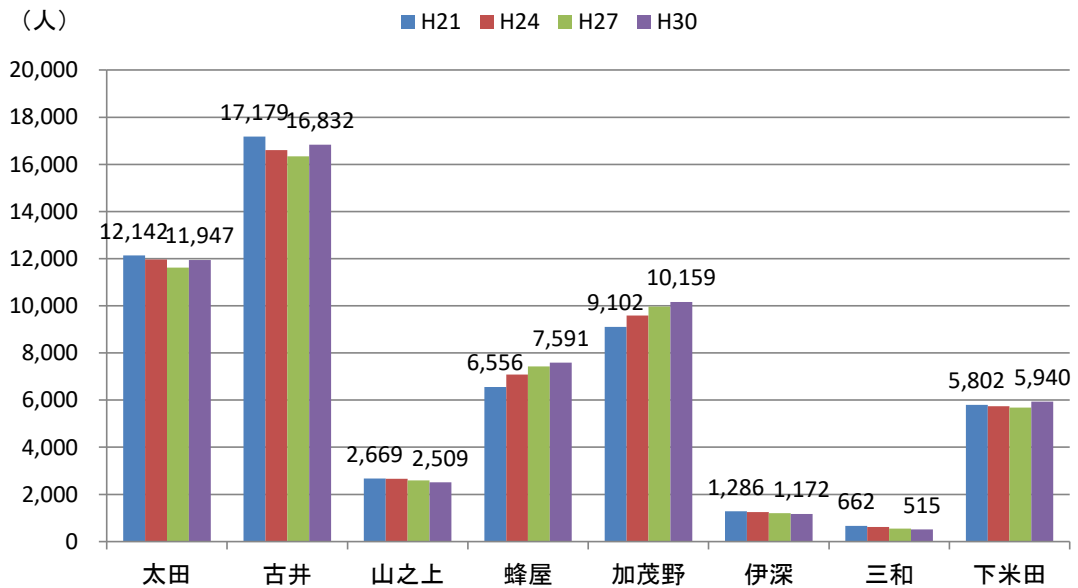
資料出所：国勢調査

②地区別人口推移

地区別人口の増減を見ると、太田地区と古井地区では平成27年ごろまで減少を続けていましたが、平成30年には増加に転じています。これは、リーマンショック（平成20年）後の景気悪化とその後の回復に要因があると思われます。

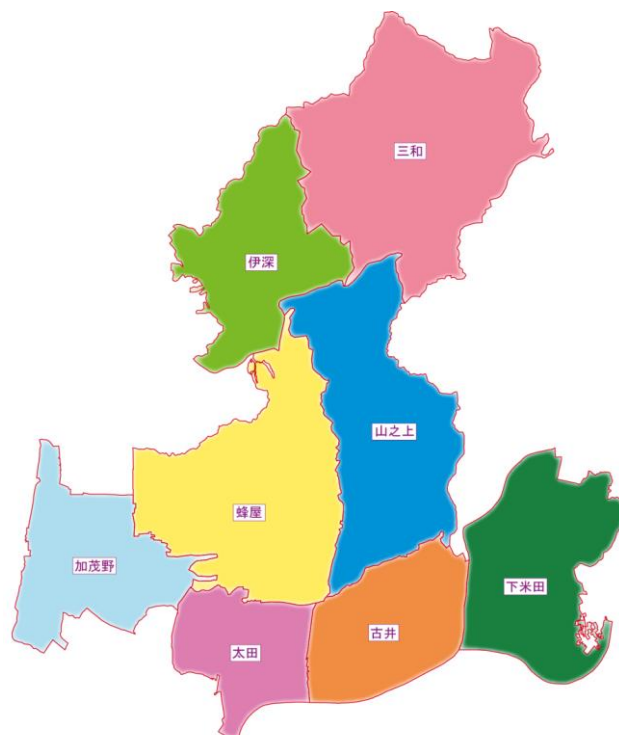
蜂屋地区や加茂野地区で人口が増加しており、蜂屋地区では区画整理事業による宅地開発、加茂野地区では民間宅地開発により人口が増加しています。

図8 地区別人口の推移（3年毎）



資料出所：住民基本台帳

(参考) 地域区分

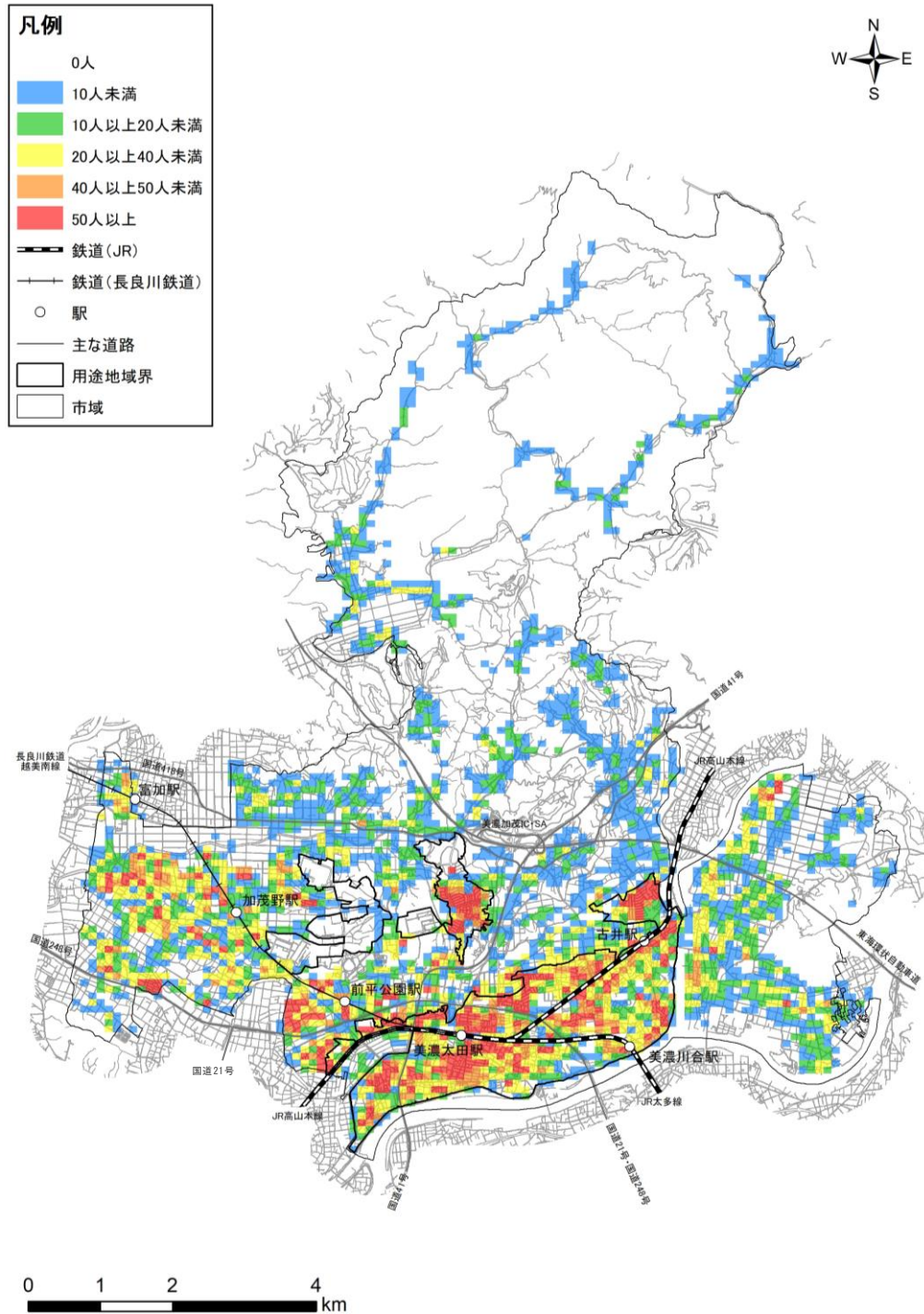


③人口分布

美濃太田駅周辺や古井駅周辺（森山町）、中部台などに人口が集中しています。

また、太田地区や加茂野地区では用途地域外においても人口が集中している場所が点在しています。

図9 100mメッシュ人口分布（平成27年）



※100mメッシュの人口分布は、町丁目単位の人口を平成26年時点の住宅分布により按分して算出している。

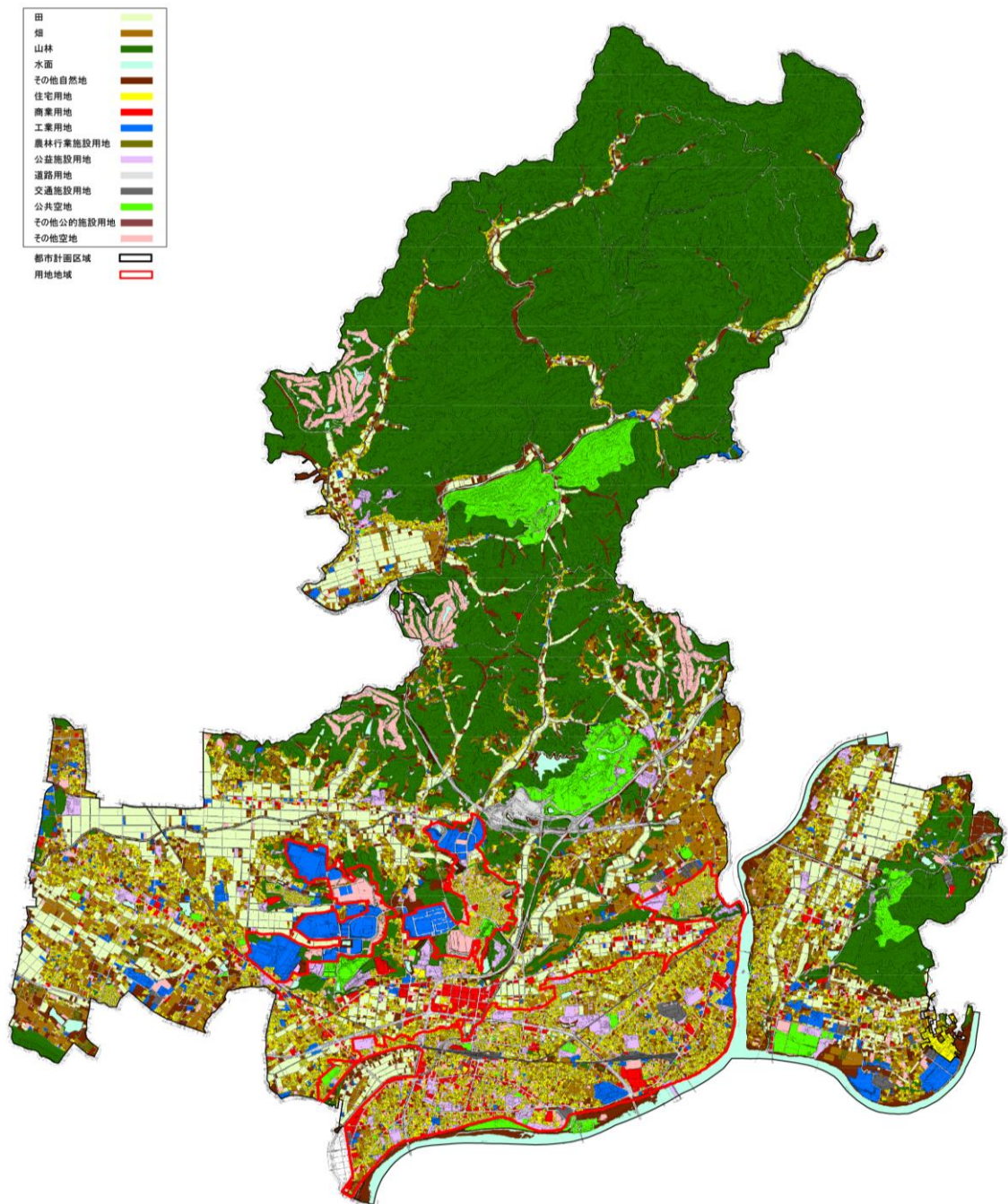
資料出所：国勢調査

2-3 土地利用等

①土地利用

住宅用地は用途地域内や、加茂野地区や下米田地区の用途地域外にも広がっています。商業用地は美濃太田駅北側の用途地域外にまとまってあり、美濃太田駅南側にも点在している状況です。

図 10 土地利用の現況



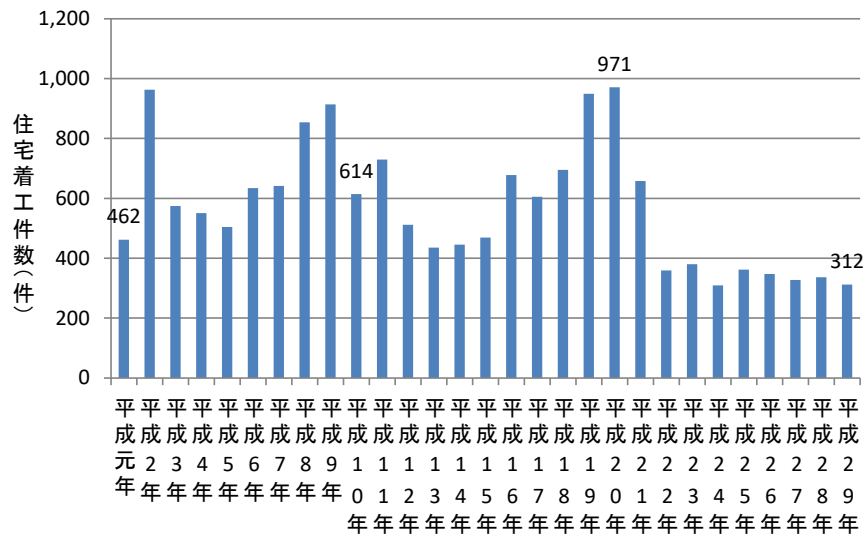
資料出所：平成 30 年都市計画基礎調査

②住宅

住宅着工件数の推移を見ると、平成8年、9年、平成19年、20年ごろに年間約900件程度の着工がありました。近年は年間約300件程度で推移しています。

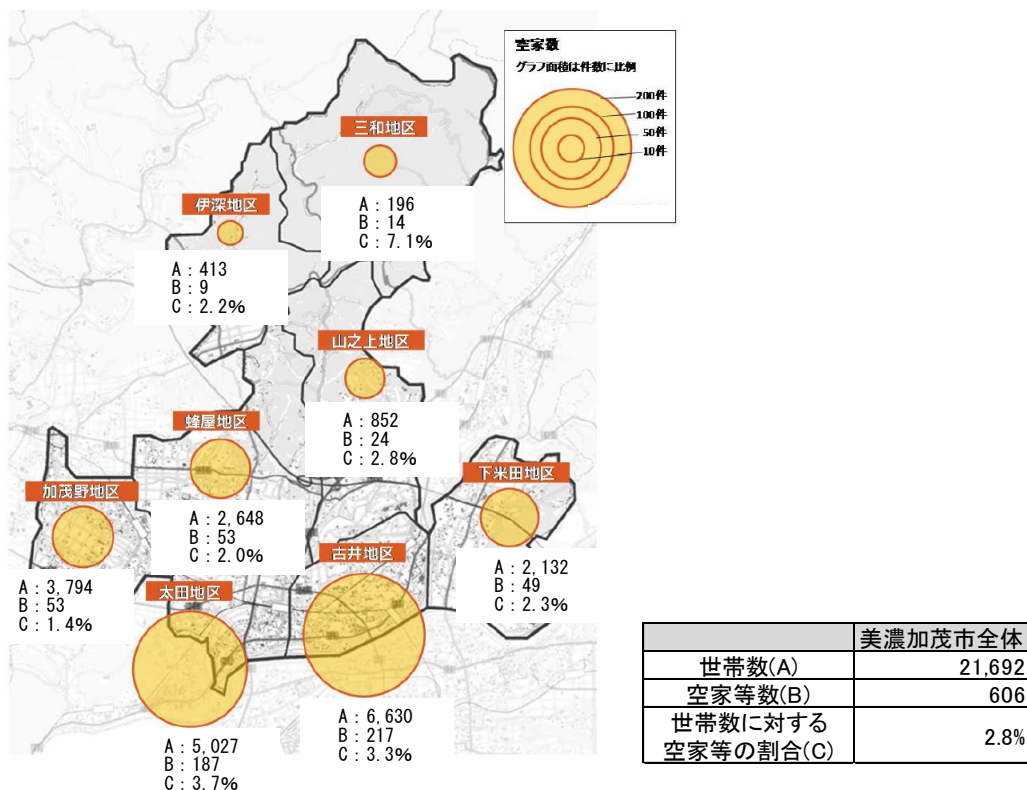
空家は、平成28年度に美濃加茂市で実施した空家等実態調査では、空家等の数（建物数）は606件となっています。地区別では、太田地区と古井地区が多い状況です。

図11 住宅着工件数の推移



資料出所：岐阜県着工新設住宅概報

図12 空家等の状況

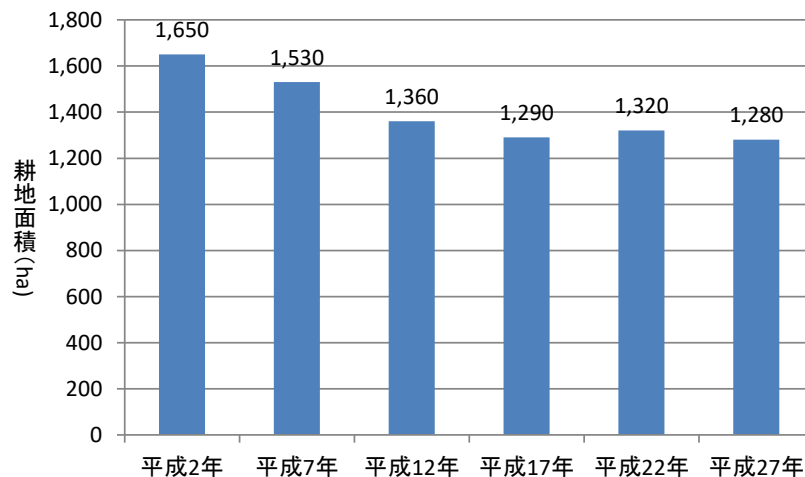


資料出所：美濃加茂市空家等対策計画

③農地

耕地面積の推移を見ると、近年は横ばいで、平成 27 年時点で 1,280ha となっています。

図 13 耕地面積の推移

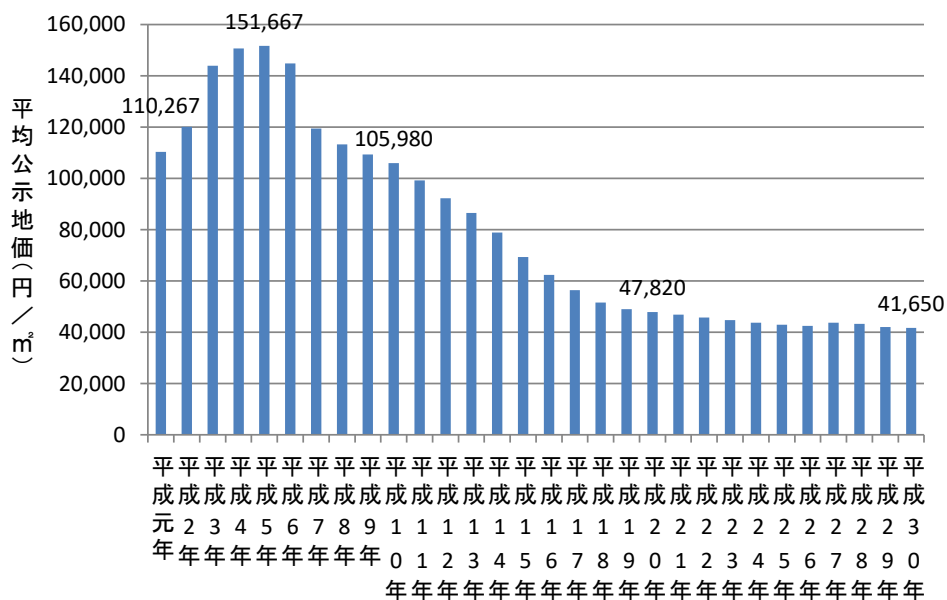


資料出所：農林水産省耕地及び作付面積統計

④地価

公示地価の推移を見ると、平成 5 年をピークに減少傾向にあり、平成 30 年時点で 41,650 円/㎡となっています。

図 14 平均公示地価の推移



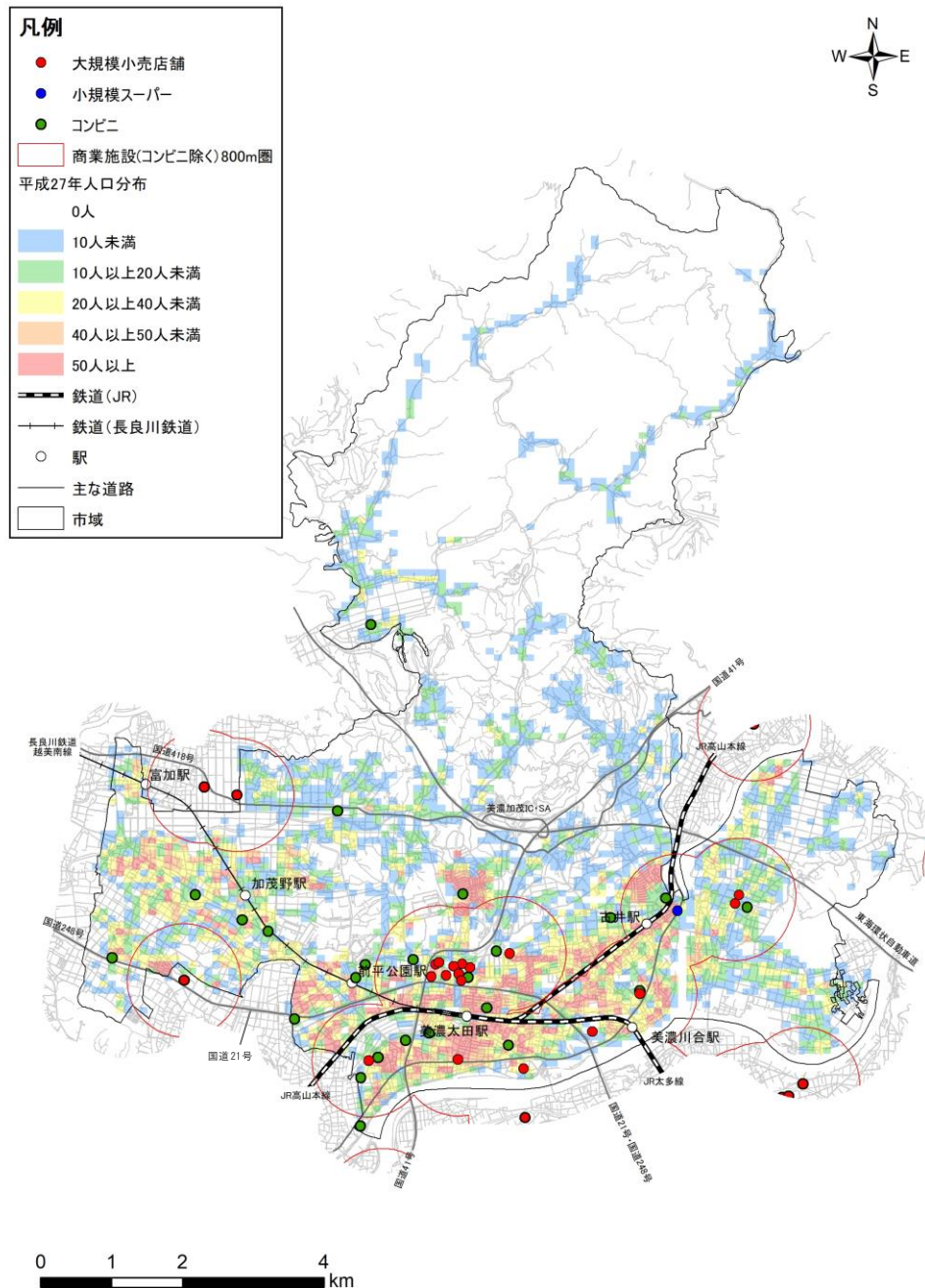
資料出所：国土交通省地価公示

2-4 生活サービス施設

①商業施設の立地状況

商業施設は大規模小売店舗が多く、美濃太田駅北側の用途地域外に集積しています。その他、市の南部に分散して複数立地していますが、加茂野地区は徒歩圏内に大規模小売店舗や小規模スーパーがない地域が広がっています。

図 15 商業施設の立地状況



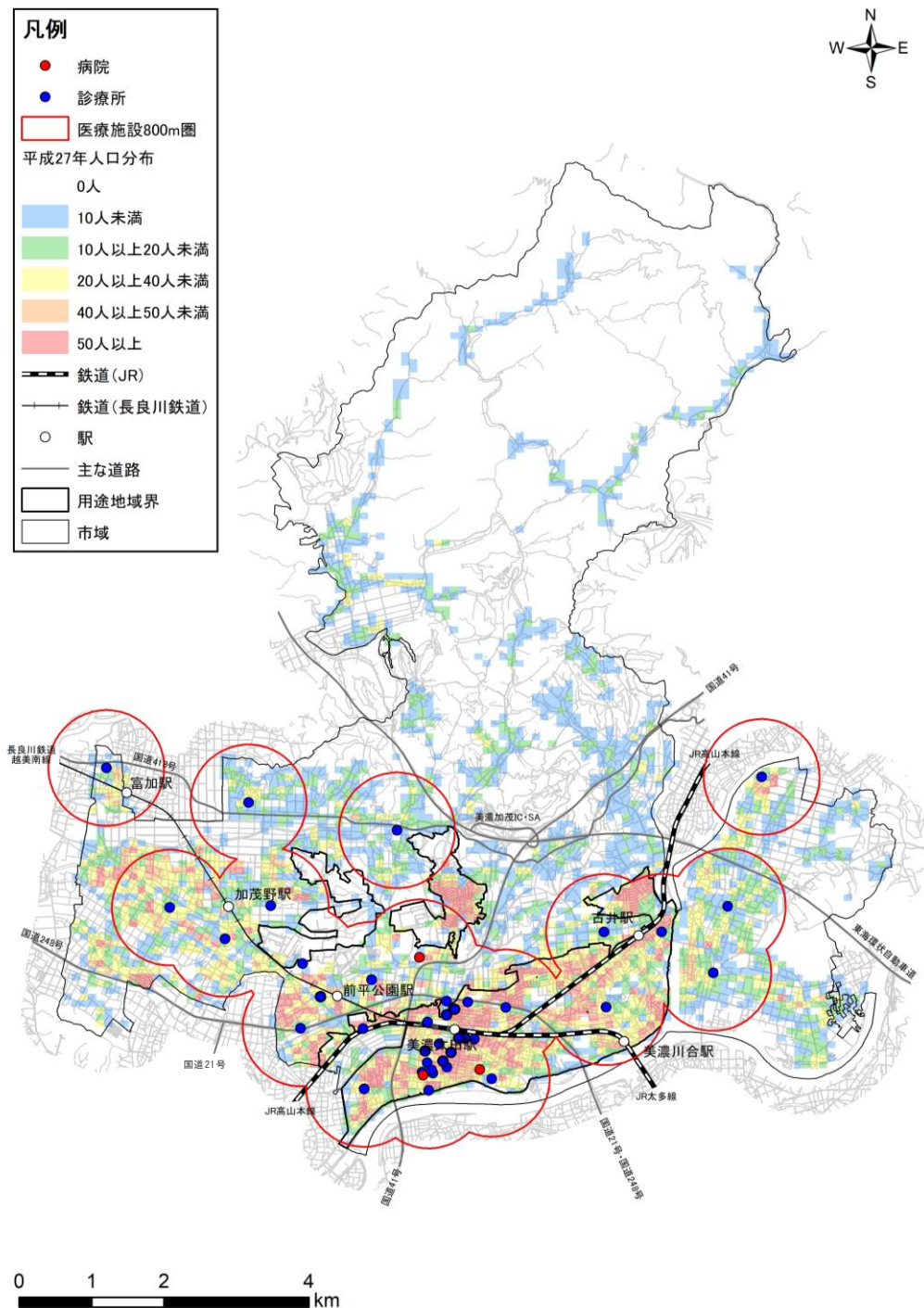
※大規模小売店舗とは大規模小売店舗立地法に基づき届出が出されている店舗(売場面積が1,000平方メートル超)、小規模スーパーとは(売場面積が1,000平方メートル以下)、コンビニとは各種資料を基にコンビニとして判断できた店舗

資料出所：【大規模小売店舗】平成29年都市計画基礎調査、【小規模スーパー、コンビニ】各種資料(平成30年10月調査)

②医療施設の立地状況

医療施設は、美濃太田駅周辺に病院が複数立地しています。診療所は市内に分散して立地していますが、用途地域が指定されていない北部地域では立地密度が低くなっています。

図 16 医療施設（病院、診療所）の立地状況



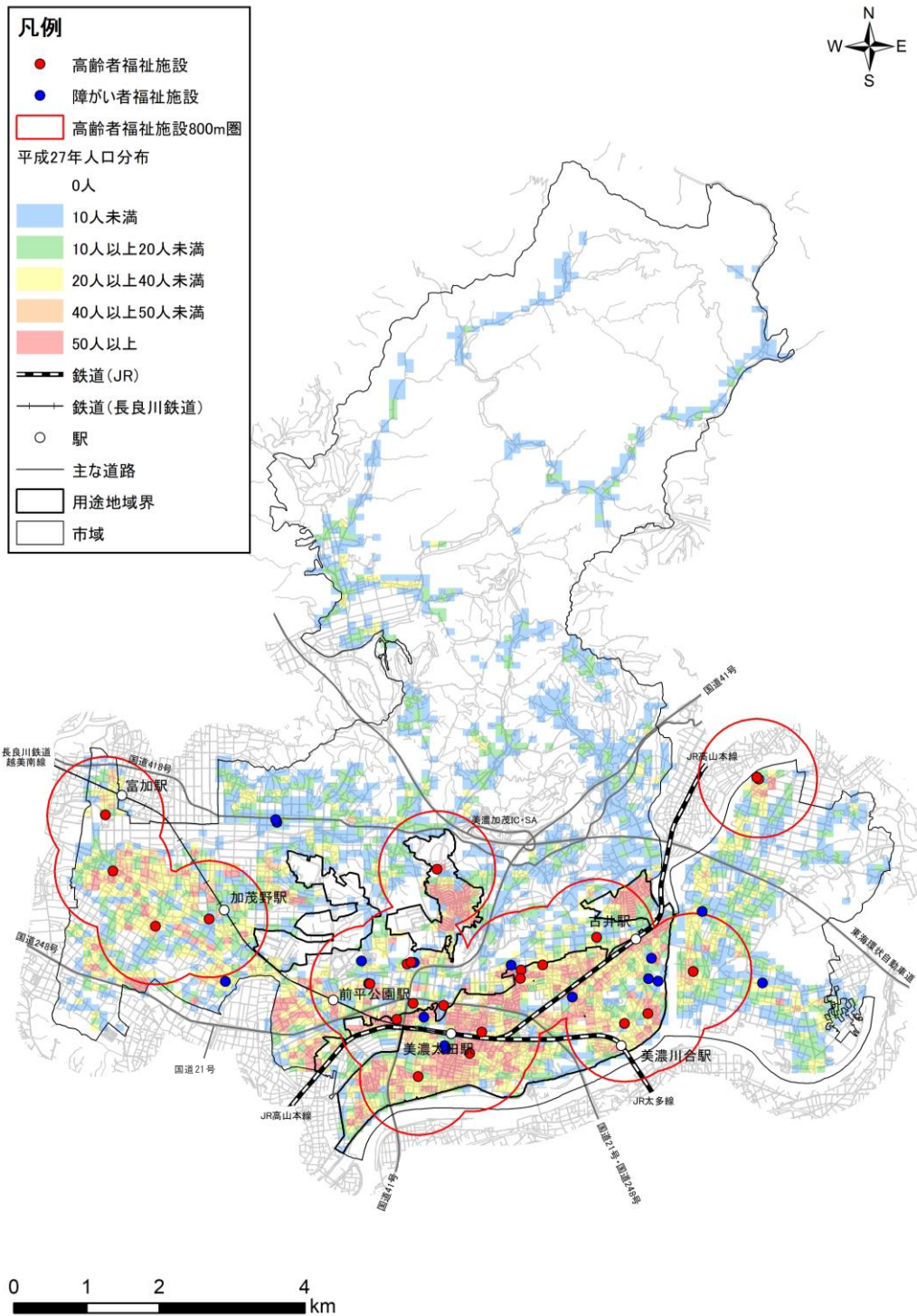
※病院とは20人以上の入院施設を備える施設、診療所とは入院施設を有しない施設あるいは19人以下の入院施設を備える施設

資料出所：国土数値情報（平成30年10月調査）

③高齢者・障がい者福祉施設の立地状況

高齢者施設は、用途地域内やその周辺、加茂野地区などに複数立地しています。障がい者福祉施設は市南部に分散して立地しています。

図 17 高齢者・障がい者福祉施設の分布状況



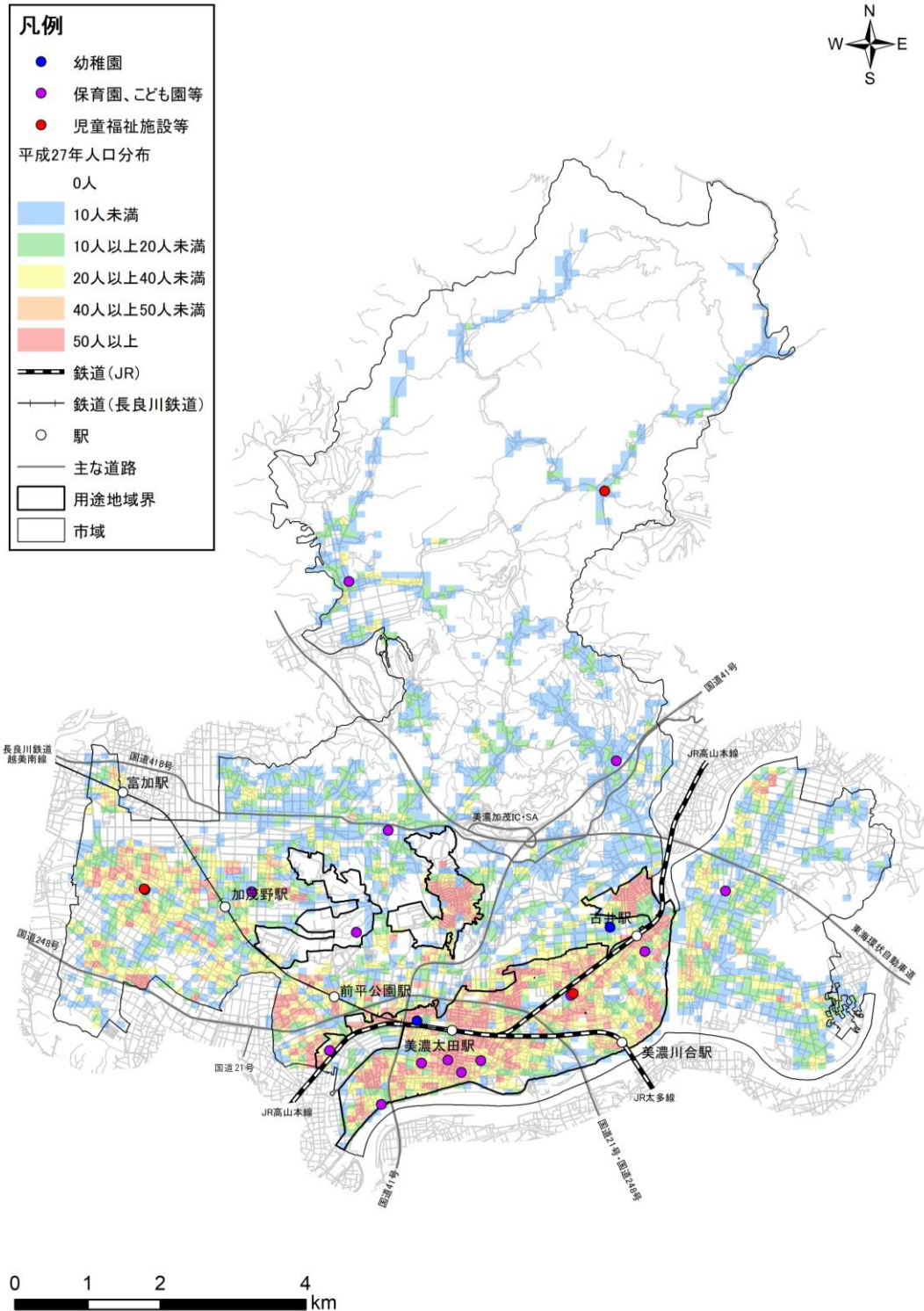
※高齢者福祉施設とは、介護事業所のうち通所系・訪問系・小規模多機能の各サービスを実施している事業所。
 ※障害者福祉施設とは、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助、生活訓練の各サービスを実施している事業所と児童発達支援センターのこと。

資料出所：厚生労働省介護サービス情報公開システム、国土数値情報（平成30年10月調査）

④子育て施設の状況

子育て施設の分布状況を見ると、幼稚園が2箇所、保育園・こども園等が15箇所、児童福祉施設等が3箇所あり、市域全体に分布しています。

図 18 子育て施設の分布状況



※児童福祉施設等とは、子育て支援センター、児童発達支援センター、児童館のこと。

資料出所：担当課資料、国土数値情報（平成31年3月調査）

2-5 交通

①公共交通ネットワークの状況

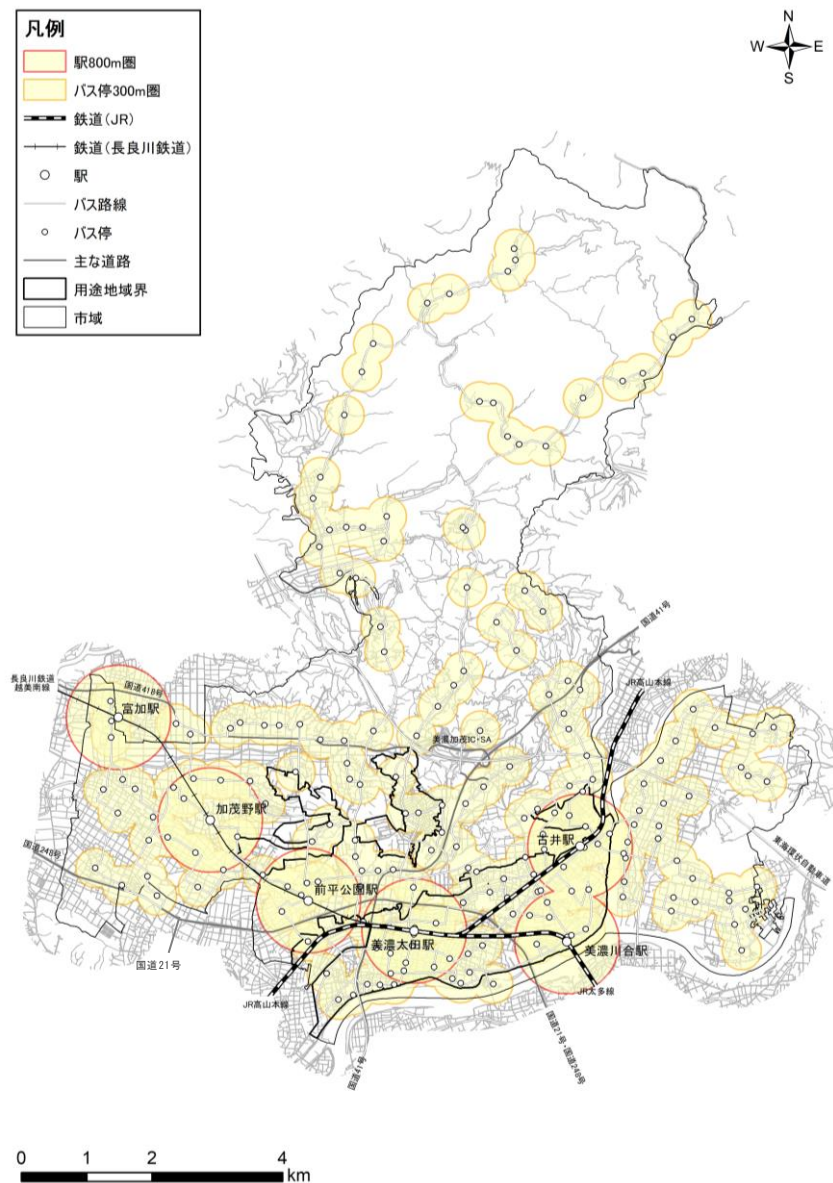
鉄道は、市域を東西へ横断する形で JR 高山本線、可児市、多治見市方面を結ぶ JR 太多線、富加町、関市、美濃市、郡上市方面を結ぶ長良川鉄道越美南線があります。

路線バスは、東鉄バス八百津線とコミュニティバスである「あい愛バス」が運行しており、居住地を広くカバーしています。

鉄道の運行頻度は、JR 高山本線は美濃太田駅から高山方面が 1 日片道 25 本、岐阜方面が 50 本、JR 太多線 38 本、長良川鉄道越美南線 22 本となっています。

路線バスの運行頻度は 1 日片道 10 本未満の路線が多くなっていますが、美濃太田駅南側から駅北商業団地までは比較的運行頻度が高くなっています。

図 19 駅勢圏、バス停勢圏の状況



資料出所：国土数値情報、東鉄バス HP、あい愛バス HP

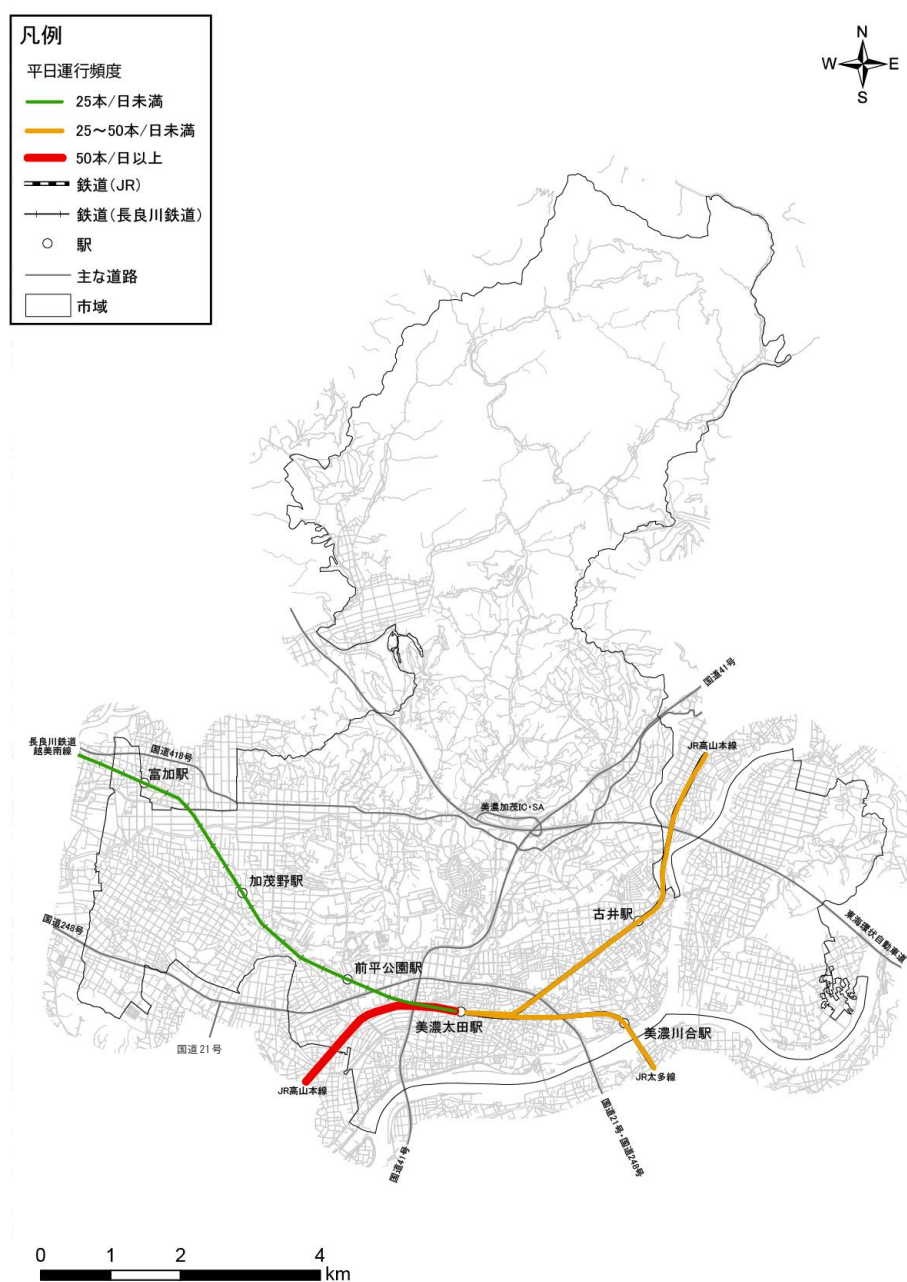
表 1 鉄道運行本数

JR 高山本線			JR 太多線			長良川鉄道越美南線		
駅名	高山方面	岐阜方面	駅名	多治見方面	美濃太田方面	駅名	美濃太田方面	美濃市・北濃方面
美濃太田駅	25(10)	50(10)	美濃太田駅	38	39 (美濃太田駅止まり)	美濃太田駅	22 (美濃太田駅止まり)	22
古井駅	15	15	美濃川合駅	38	39	前平公園駅	21	21
						加茂野駅	21	21

() は特急本数

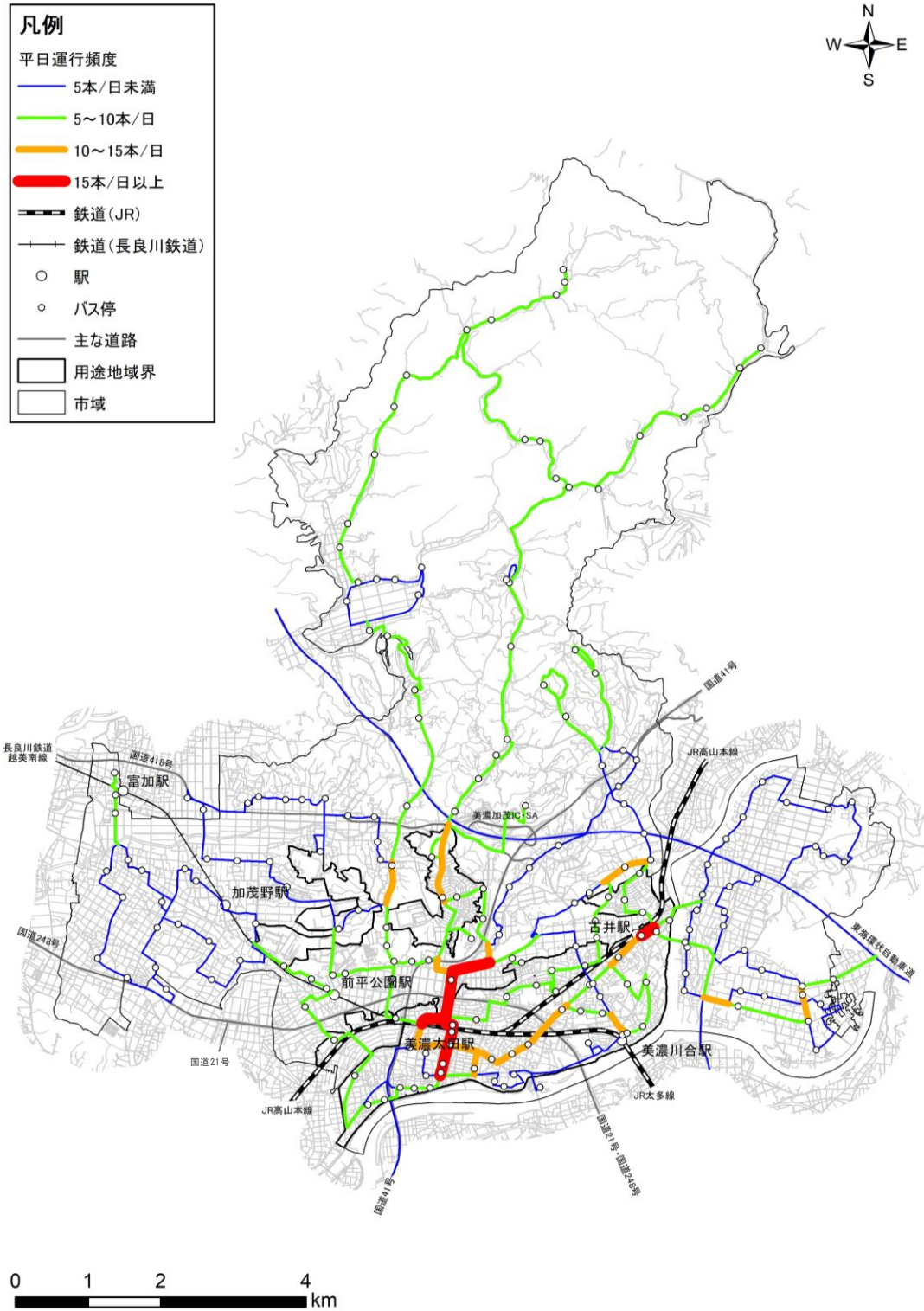
資料出所：各社時刻表

図 20 鉄道の運行頻度（片道、平日、平成 30 年 10 月現在）



資料出所：各社時刻表

図 21 路線バスの運行頻度（片道、平日、平成 30 年 10 月現在）



資料出所：東鉄バス HP, あい愛バス HP

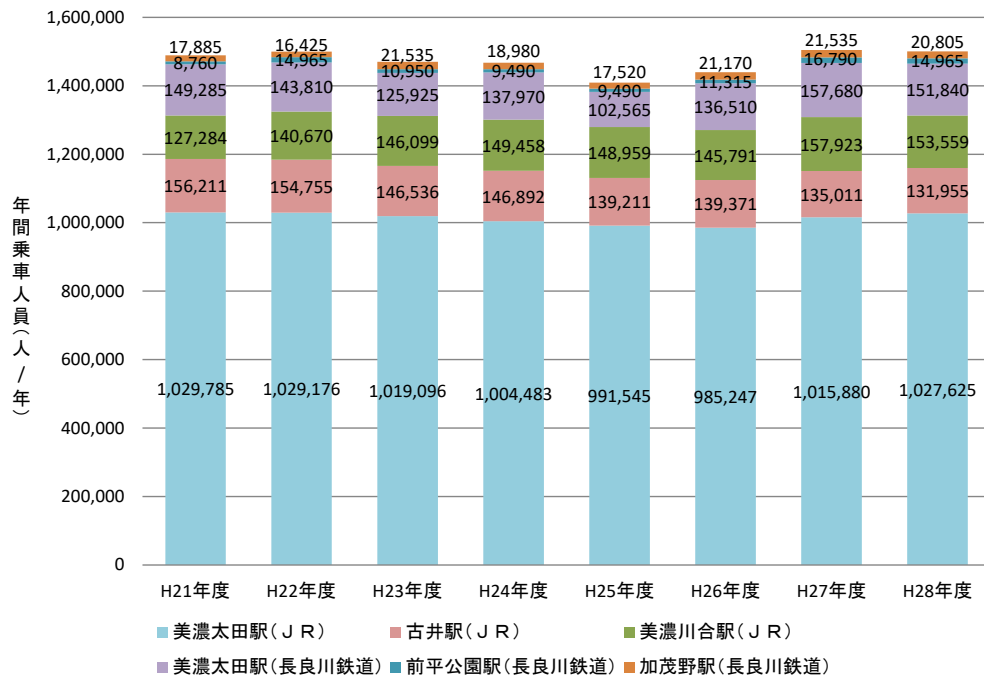
②公共交通利用状況

鉄道の利用者数（乗車数）は、各駅で増減を繰り返しています。

平成 25 年度には JR 古井駅及び長良川鉄道 3 駅で利用者数が落ち込み、以後、27 年度まで増加後、28 年度には減少しています。

JR 美濃太田駅と JR 美濃川合駅は平成 26 年度に利用者数が落ち込み、以後、JR 美濃太田駅では増加、JR 美濃川合駅では 27 年度に増加後、28 年度には減少しています。

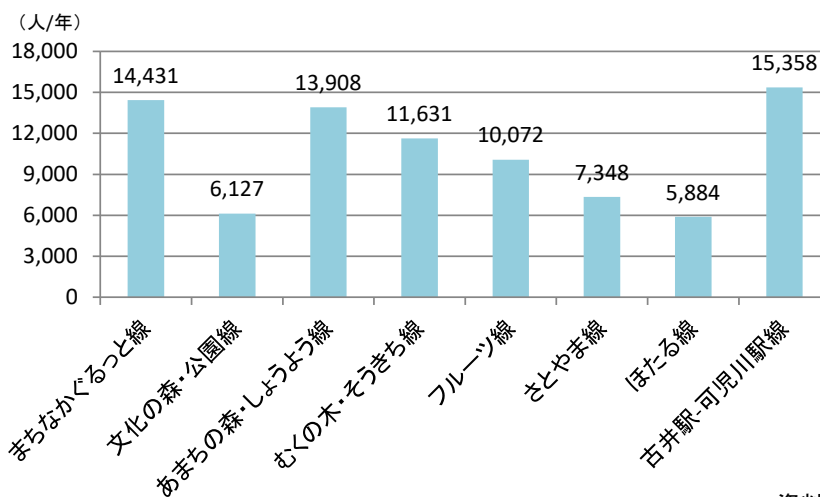
図 22 鉄道の利用者数の推移



資料出所：美濃加茂市統計書

あい愛バスの乗客数は「古井駅可児川駅線」「まちなかぐるっと線」「あまちの森・しょうよう線」の利用者が比較的多くなっています。いずれも 1 便あたりに換算すると 4~5 人程度の利用状況です。

図 23 あい愛バス月間乗客数（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）

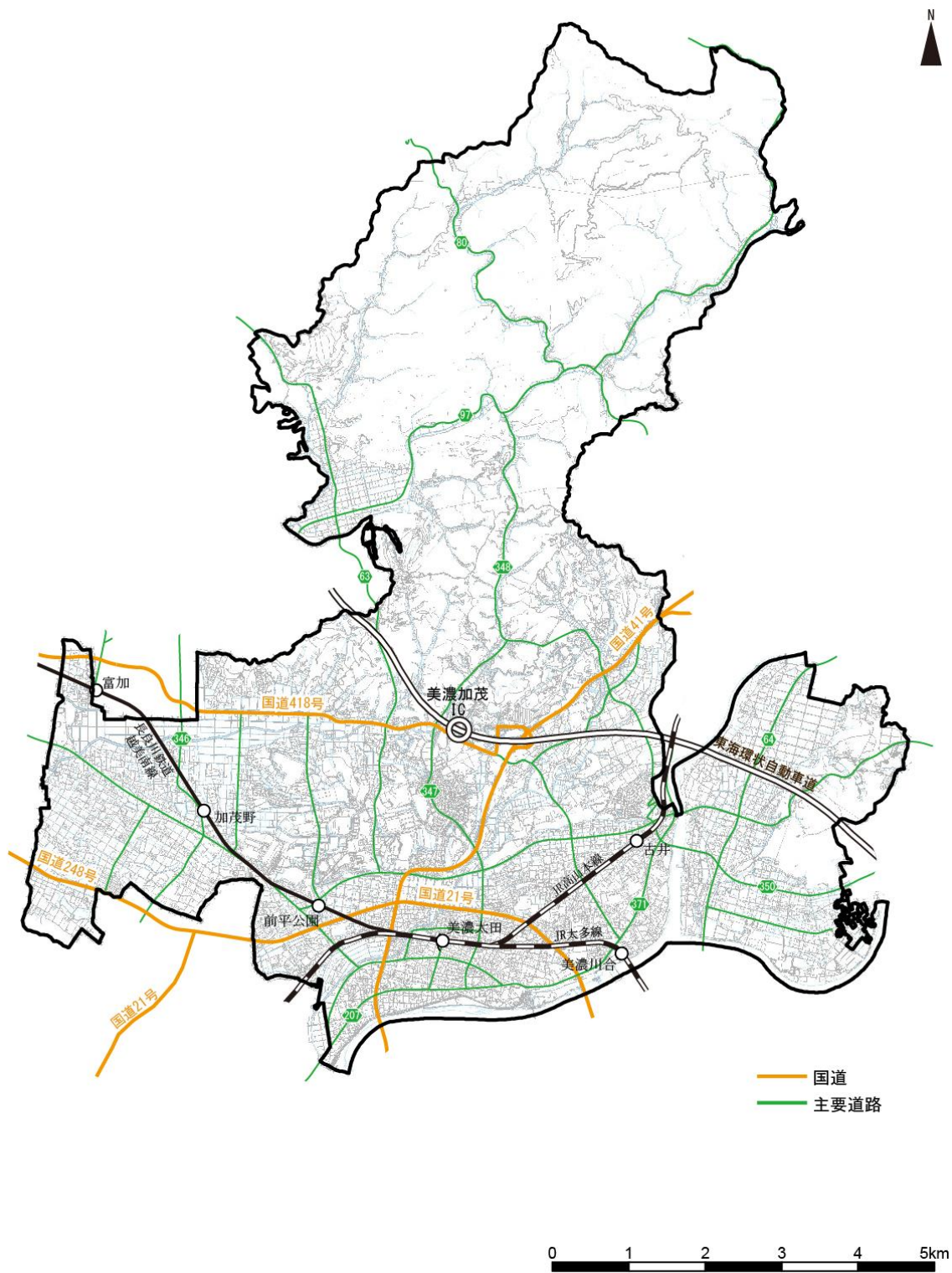


資料出所：担当課資料

③道路ネットワークの状況

道路は東海環状自動車道、国道 21 号、41 号、248 号、418 号や県道等の主要道路が市内各地域を広くネットワークしています。

図 24 道路の整備状況



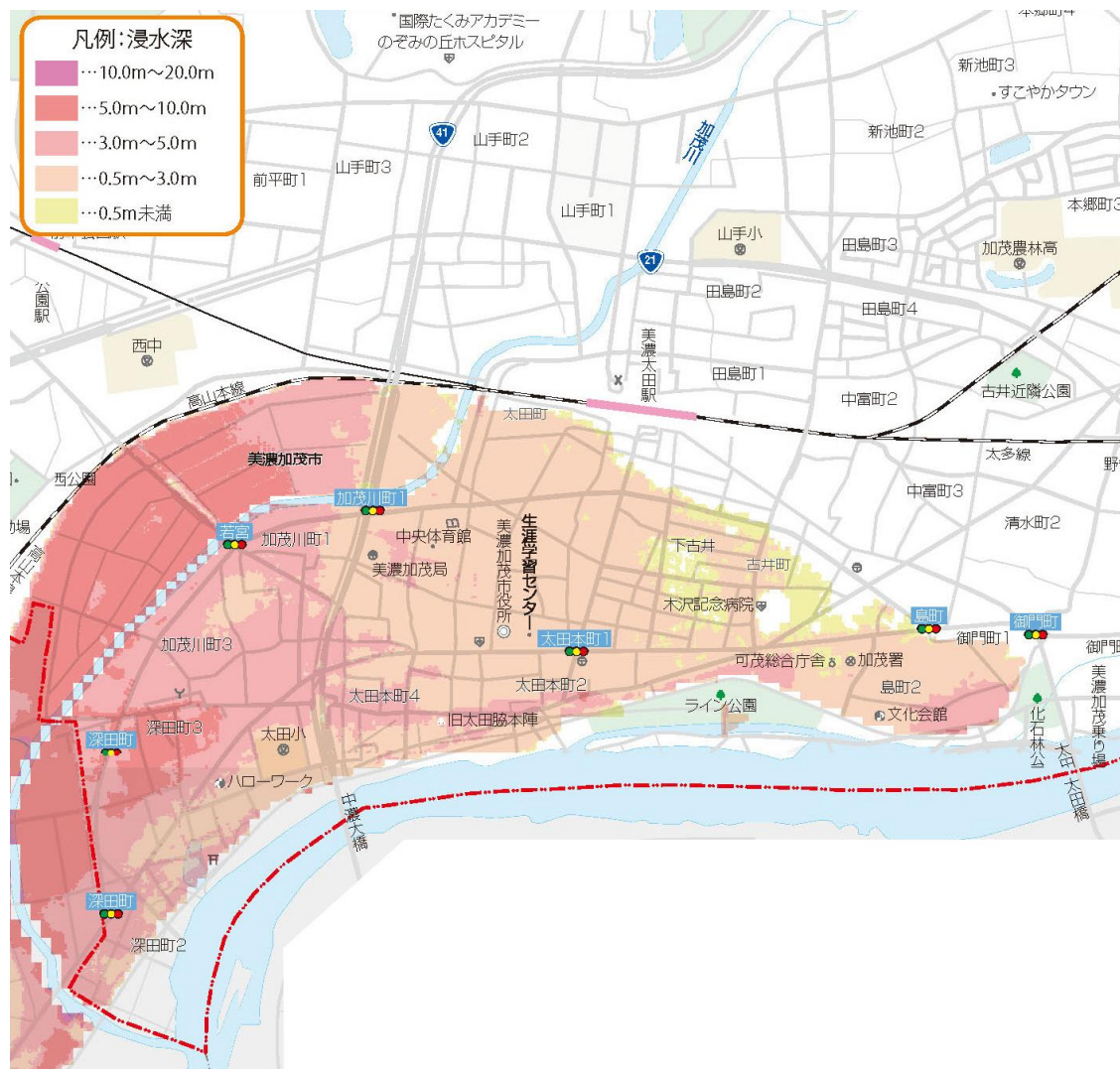
資料出所：担当課資料

2-6 災害

①浸水想定区域

浸水想定区域を見ると、美濃太田駅南側に浸水想定区域が広がっており、国道41号より西側は特に想定浸水深の深いエリアが広がっています。

図 25 木曽川水系浸水想定区域



※100年確率降水量により木曽川が氾濫した場合の浸水想定

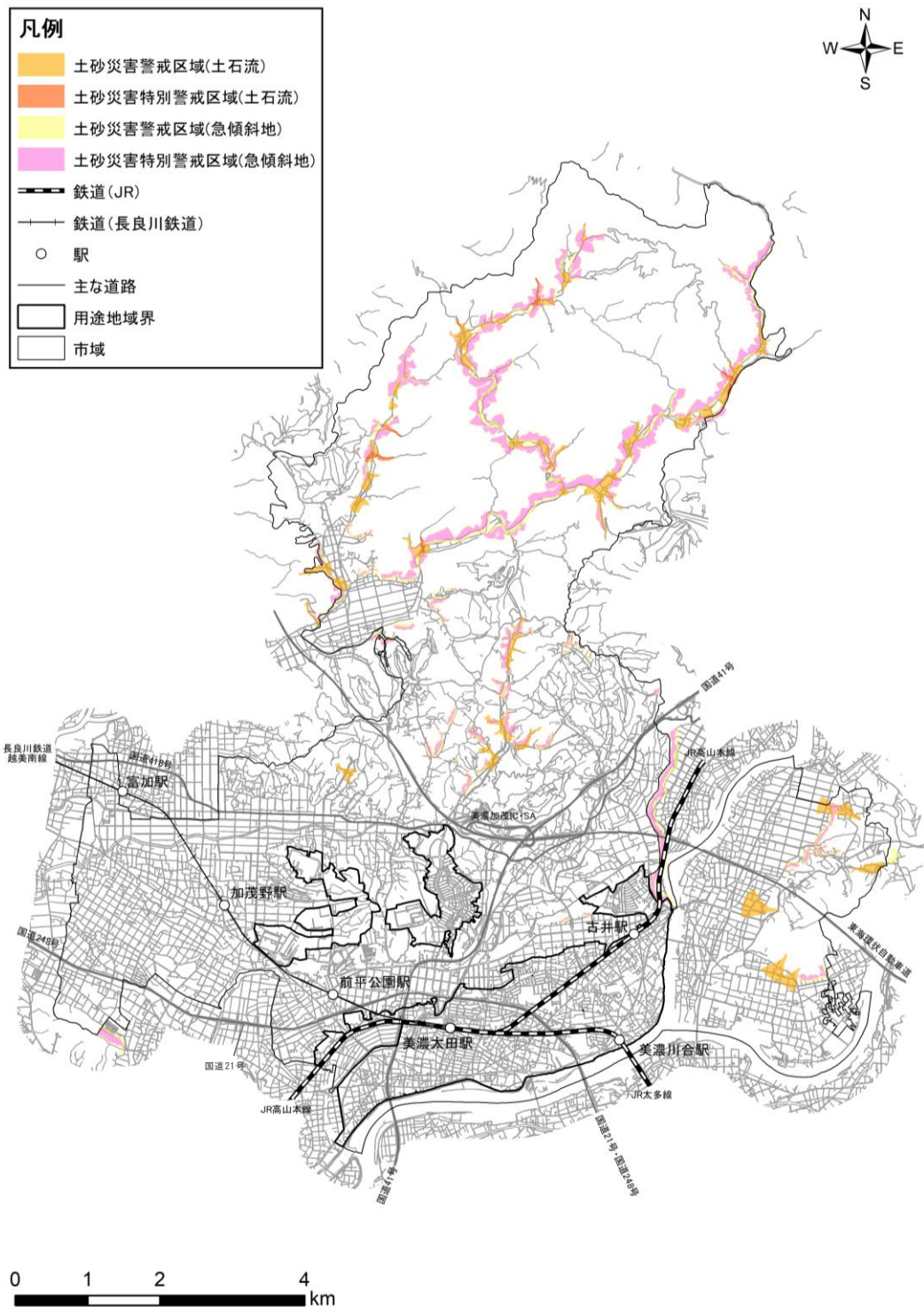
※想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図は、別冊（資料編）に掲載

資料出所：美濃加茂市ハザードマップ

②土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の分布を見ると、市北部と市東部の山地部に広く分布しています。

図 26 土砂災害警戒区域

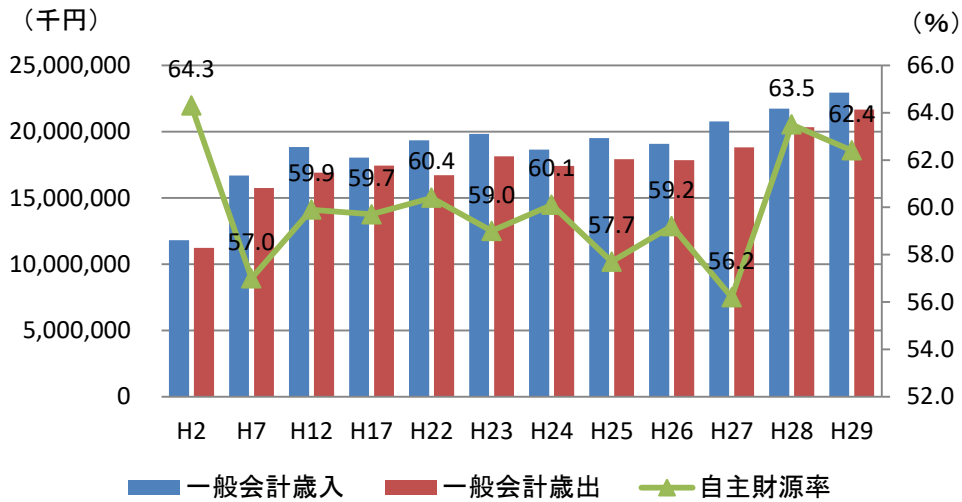


資料出所：美濃加茂市ハザードマップ

2-7 財政

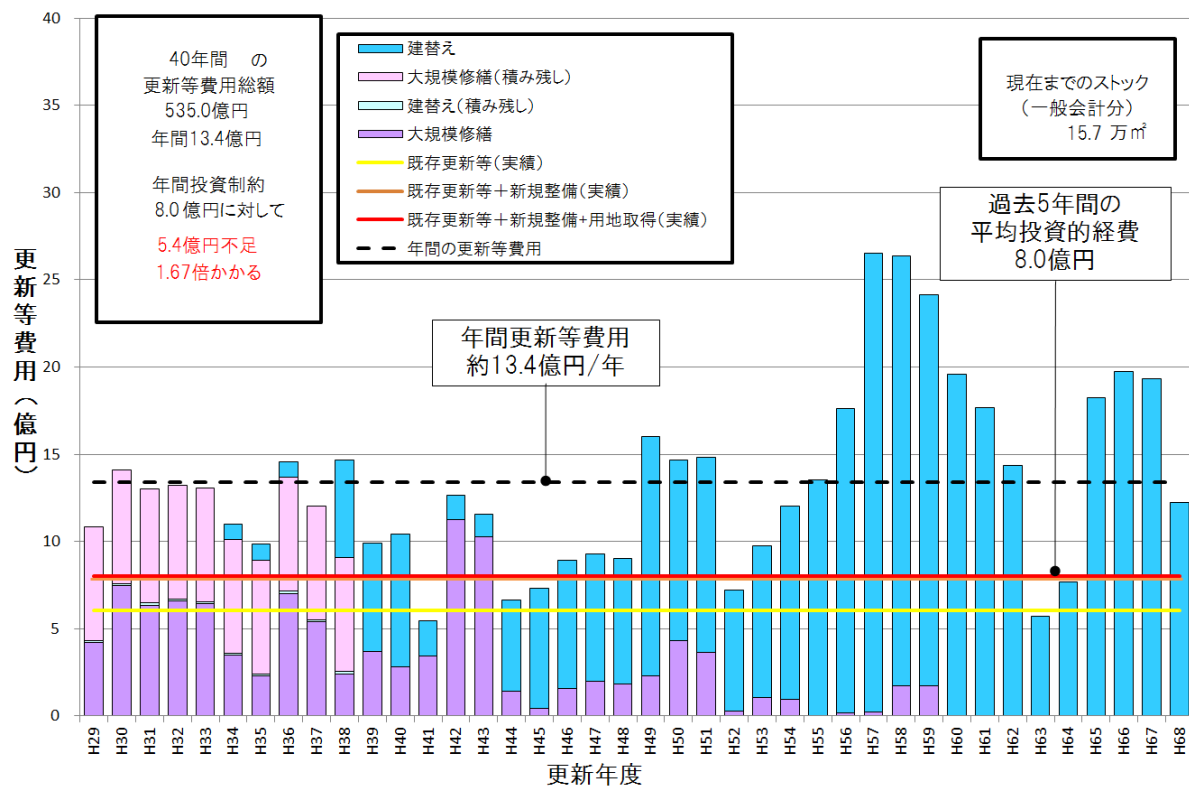
普通会計の歳入・歳出ともに増加傾向にあり、歳入は平成27年には200億円を超えています。今後は、建替えが必要な公共施設の増加が見込まれ、財政を圧迫する可能性があります。

図27 歳入・歳出の推移（一般会計）



資料出所：平成29年度美濃加茂市統計書、担当課資料

図28 更新等費用試算結果（公共施設）



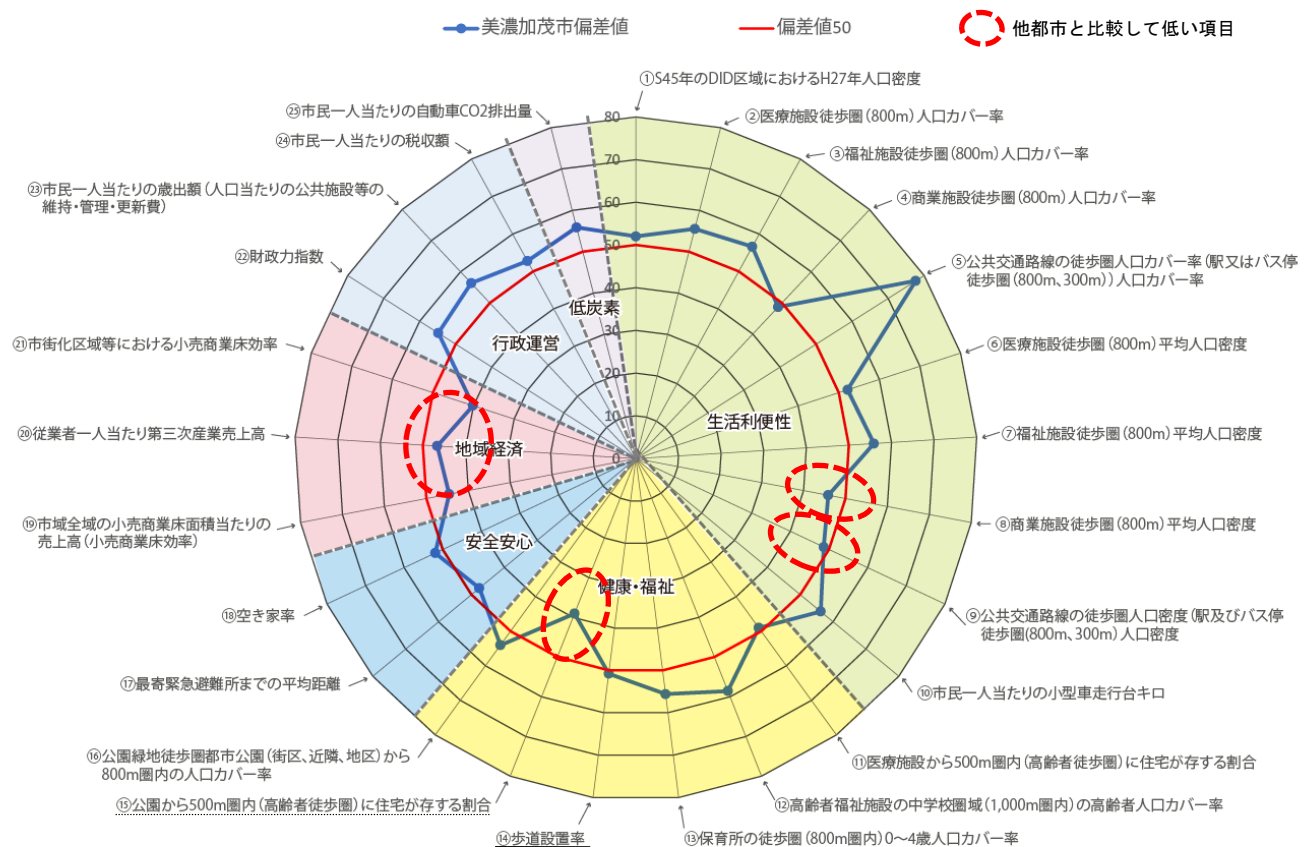
資料出所：美濃加茂市公共施設等総合管理計画

2-8 都市構造に関する評価・分析

地域経済に関する指標や、生活利便に関する指標のうち商業施設の徒歩圏平均人口密度など、商業に関する指標が他都市と比較して低く、本市の弱みと言えます。

公共交通については、徒歩圏人口カバー率は高いものの、徒歩圏人口密度が低く、公共交通空白地は少ない状況ですが、効率性が低い（＝コストがかかる）状況にあります。

図 29 人口規模が同程度の都市との都市構造比較（岐阜県内の人口 4 万～20 万人の都市との比較）



※岐阜県内の人口 4 万～20 万人の都市（13 都市：美濃加茂市，大垣市，高山市，多治見市，関市，中津川市，羽島市，恵那市，土岐市，各務原市，可児市，瑞穂市，郡上市）での偏差値

※各指標とも基本的には値が高くなると偏差値が高くなるが、「⑩市民一人当たりの小型車走行台キロ」「⑰最寄緊急避難所までの平均距離」「㉓市民一人当たりの歳出額（人口当たりの公共施設等の維持・管理・更新費）」「㉕市民一人当たりの自動車 CO2 排出量」については、値が低くなると偏差値が高くなるよう設定している。

資料出所：国土交通省都市モニタリングシート
（ただし、美濃加茂市の公共交通に関するデータのみ独自集計）

2-9 将来見通し

①人口推移

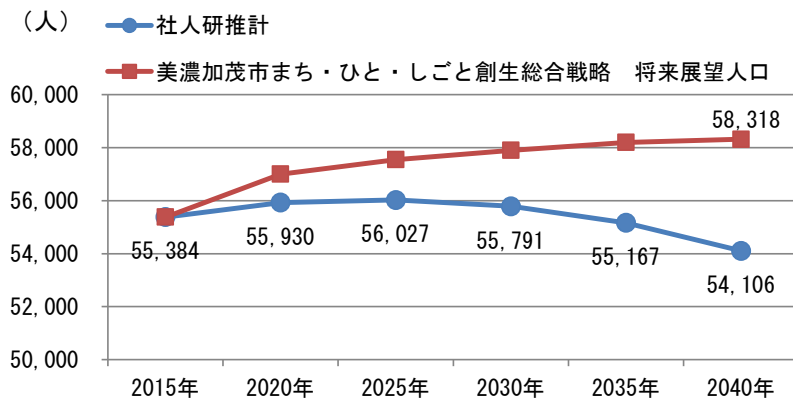
将来の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計によると、今後も増加が続くものの、2025年をピークに人口減少に転じ、2040年の人口は54,106人と推計されています。

美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略「Caminho（カミーノ）」では、2040年の将来展望人口を58,318人としています。人口推移データは、国土交通省の手引に基づき、社人研の公表推計値を使用します。

年齢階層別人口は、65歳以上の高齢化率が高まり、現在の22.5%が2040年には30.8%まで上昇する見込みです。

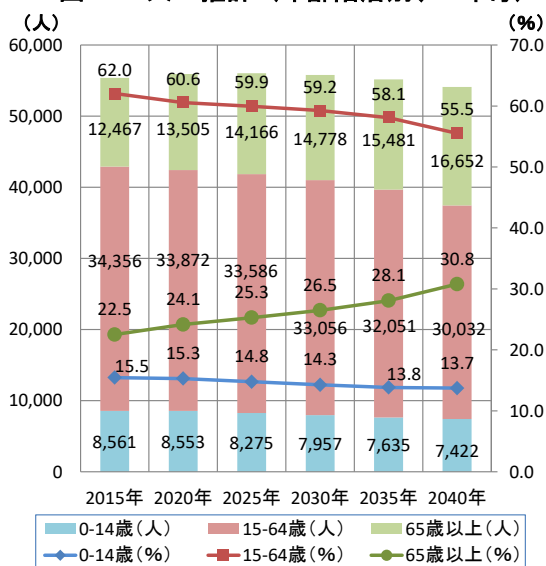
地域別人口は、蜂屋地区、加茂野地区では増加、それ以外の地域では減少する見込みです。

図30 人口推計（5年毎）



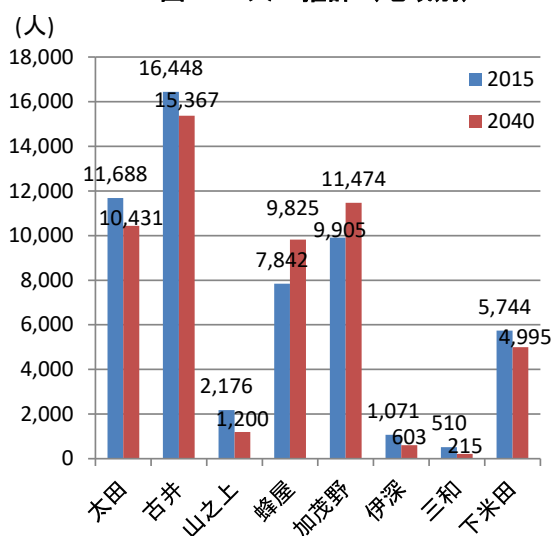
資料出所：日本の地域別将来推計人口（2018年推計），国立社会保障・人口問題研究所
美濃加茂市まち・ひと・しごと創生総合戦略「Caminho（カミーノ）」，美濃加茂市

図31 人口推計（年齢階層別、5年毎）



資料出所：日本の地域別将来推計人口（2018年推計），国立社会保障・人口問題研究所

図32 人口推計（地域別）



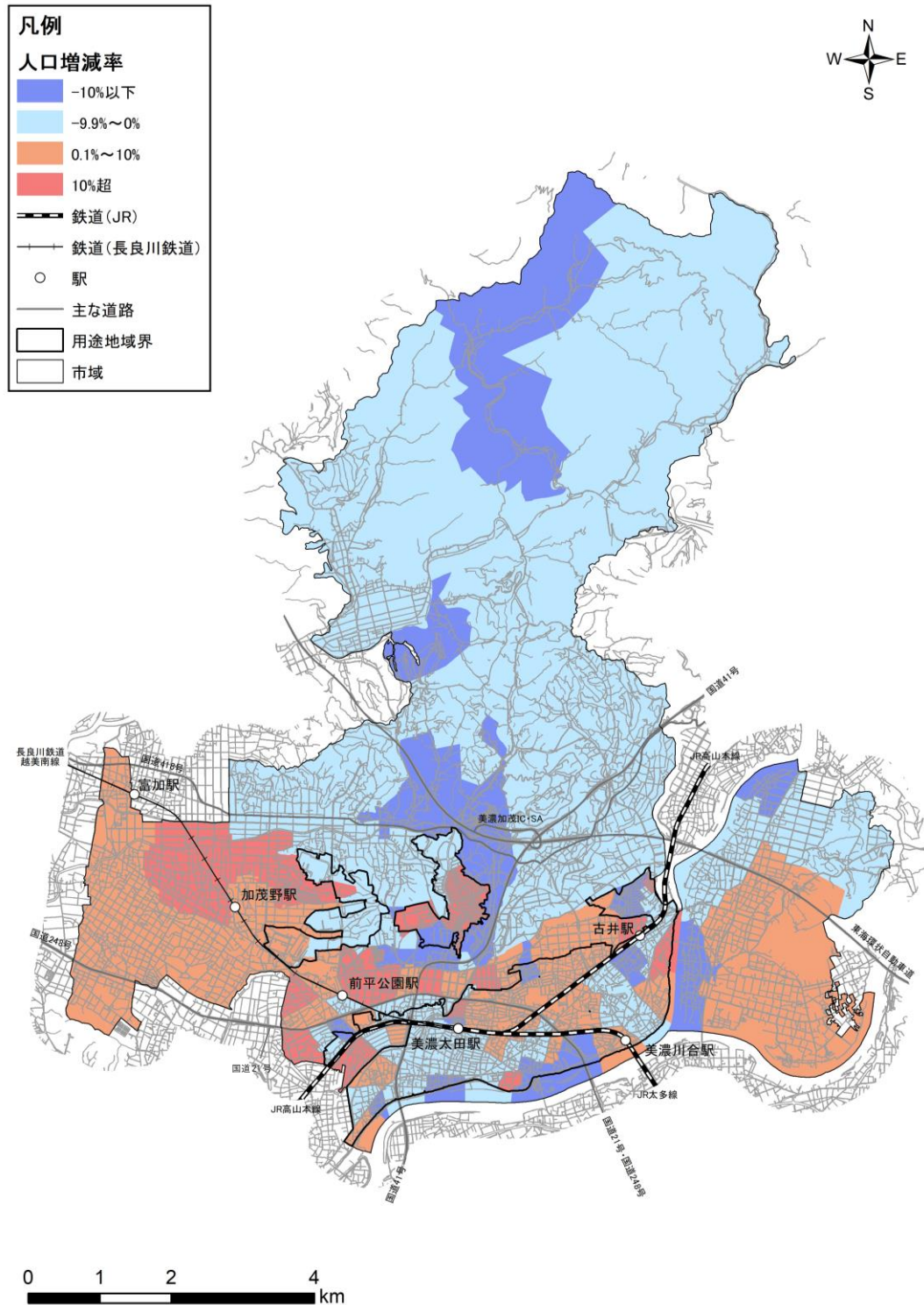
資料出所：将来人口・世帯予測プログラム（国土技術政策総合研究所）より推計

※地域別人口推計の合計値と図30の人口推計値とは推計単位が異なるため、合計値は一致しない。

②人口分布

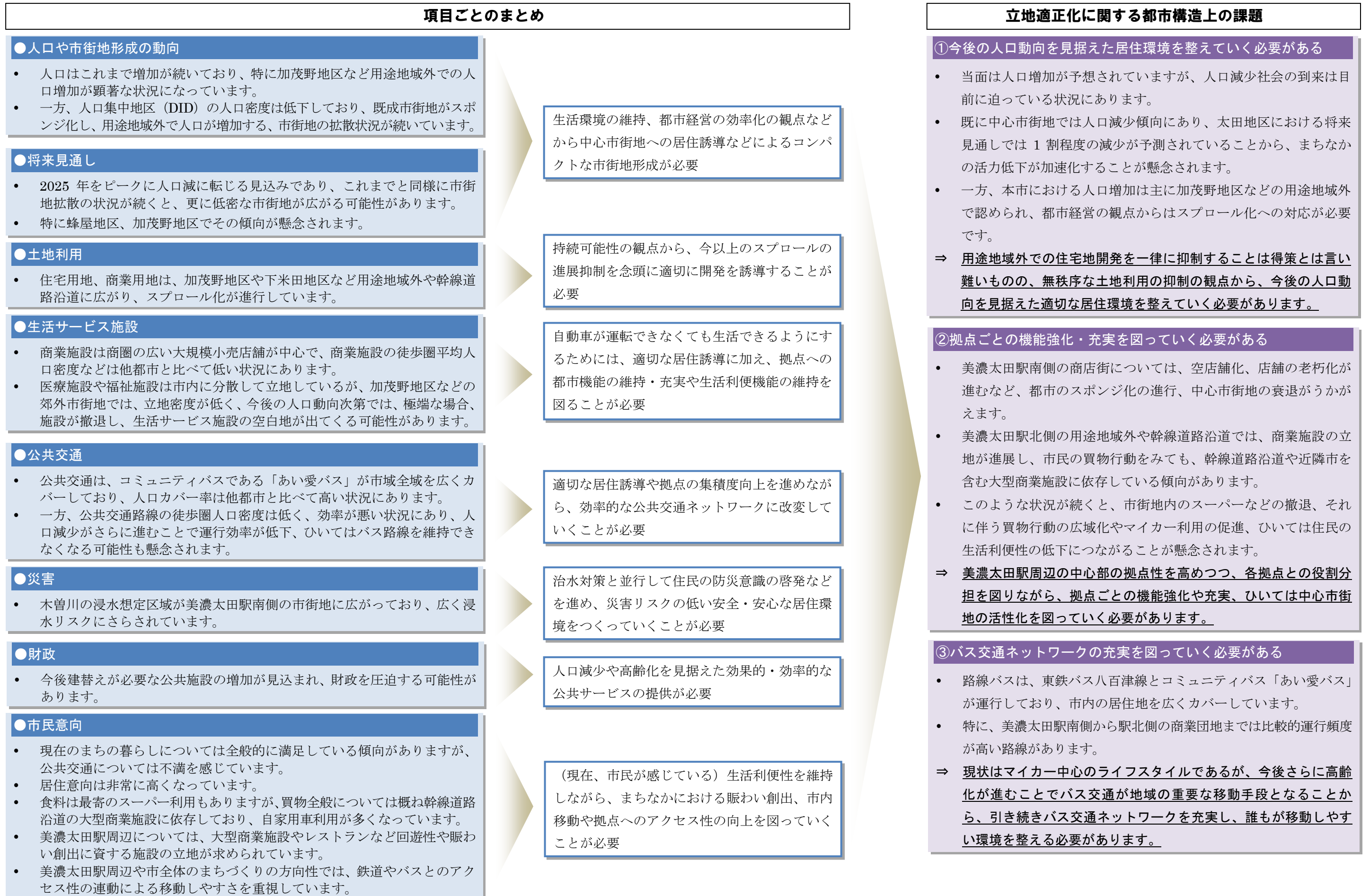
将来の人口は、平成 27 年時点と比べると人口は美濃太田駅南側や古井駅周辺など古くからの市街地や市の北部で減少し、蜂屋地区、加茂野地区などでは増加する見込みです。

図 33 平成 27 年 (2015 年) ~平成 52 年 (2040 年) 人口増減率



資料出所：将来人口・世帯予測プログラム（国土技術政策総合研究所）より推計

2-10 項目ごとのまとめと立地適正化に関する都市構造上の課題



3 立地適正化計画における基本的な方針

3-1 まちづくり基本方針

①都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

上位計画を踏まえて「都市計画マスタープラン」では、以下のようなまちづくり目標を設定しています。立地適正化計画では、このまちづくりの目標の実現にむけて、都市機能や居住の誘導を図っていくこととなります。

〈まちづくりの目標〉

みんな笑顔で、安全・安心、健康に暮らすことができるまち
～みんなの夢がかなう、堂々、美濃加茂～

まちづくりの柱

ファミリー層や女性に選ばれるまち

ファミリー層や女性にとって魅力的な住環境、子育て・教育環境や活き活きと活躍できる環境が整ったまちをめざす



歩いて暮らせる便利なまち

身近な生活圏に便利施設が整い、徒歩やバスを利用しながら、様々なサービスを楽しむことができるまちをめざす



まちなかに賑わい・活力があふれるまち

美濃太田駅周辺を中心とする中心市街地（まちなか）に賑わいと活力があふれるまちをめざす



誰もが健康に暮らすことができるまち

健康づくりの環境が整った、日々の暮らしのなかで健康寿命の延伸につながるまちをめざす



安全・安心を感じることができるまち

災害・犯罪に強く、誰もが安全・安心を感じながら暮らすことができる、防災力・防犯性に優れたまちをめざす



働く場が確保されているまち

市内に就労の場が多くあり、本市の活力を牽引する産業活動を継続することができるまちをめざす



歴史・文化、自然と調和したまち

本市が有する豊かな歴史・文化資源や自然環境を大切にしたいまちをめざす



市民の力を活かすことができるまち

地域の人々の主体的な活動を後押しし、市民・事業者・行政が連携して課題解決に取り組むまちをめざす



②立地適正化計画におけるまちづくり基本方針

都市計画マスタープランの目標と、前章で整理した立地適正化に関する都市構造上の課題を踏まえ、立地適正化計画におけるまちづくりの基本的な考え方と4つのまちづくり基本方針を設定します。

《立地適正化に関する都市構造上の課題》

①今後の人口動向を見据えた居住環境を整えていく必要がある

②拠点ごとの機能強化・充実を図っていく必要がある

③バス交通ネットワークの活用を図っていく必要がある

《立地適正化に関するまちづくりの基本的な考え方》

“みんなの夢がかなうまち” “いつまでも豊かに暮らせる”

「コンパクト・プラス・ネットワークのまち」の実現

まちの中心部や主要な鉄道駅周辺〈コンパクトエリア（都市拠点、文教交流拠点、医療拠点）〉に都市機能や生活利便機能の集約を図りながら、各地区（居住地）との間をコミュニティバスを主とした公共交通で結び〈ネットワーク〉、市内の誰もが便利で快適に暮らすことができるまちをめざします。

《立地適正化に関するまちづくり基本方針》

1 健やかな心と体を育む、歩いて楽しいまちづくり

様々な世代の人々が、日々の暮らしを通して心身ともに健やかに成長できるまちなかの環境を整えるとともに、歩いて楽しむことができる回遊性の高いまちをつくります。



2 多様な世代が暮らしやすい居住環境が整ったまちづくり

若者やファミリー層、高齢者に至る多様な人々にとって魅力があふれ、安全・安心と利便性を感じながら、住み続けたいと思えるまちをつくります。



3 拠点ごとの特性に応じた機能が整ったまちづくり

美濃太田駅周辺の都市拠点、古井駅周辺の文教交流拠点など拠点ごとの特性に応じた都市機能や生活利便機能が整った、様々なサービスを楽しむことができる暮らしやすいまちをつくります。



4 誰もが移動しやすい環境が整ったまちづくり

主要な施設（医療・福祉、商業、公共公益等）や各地区の居住地に誰もが容易にアクセスできる移動環境が整い、持続的に維持されるまちをつくります。



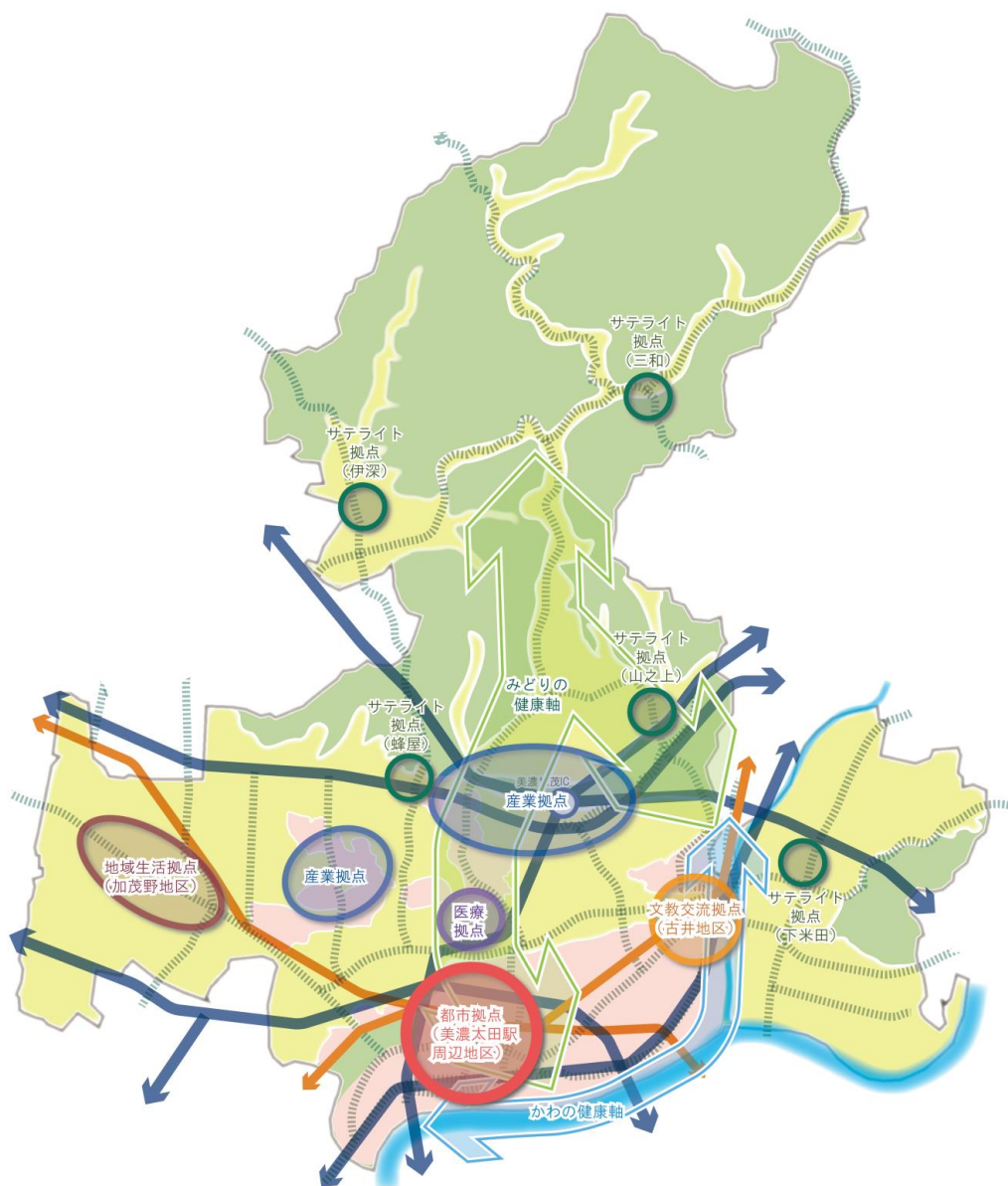
3-2 将来都市構造

美濃加茂市都市計画マスタープランにおける将来都市構造は以下に示すとおりです。

立地適正化計画では、用途地域の指定エリアを対象に誘導区域の検討を行うため、下図に示す都市拠点（美濃太田駅周辺地区）や文教交流拠点（古井駅周辺地区）、医療拠点（蜂屋南地区）において、都市機能誘導区域の設定や誘導施設の検討を行います。

図 34 都市計画マスタープラン 将来都市構造図

コンパクト+ネットワーク&サテライト



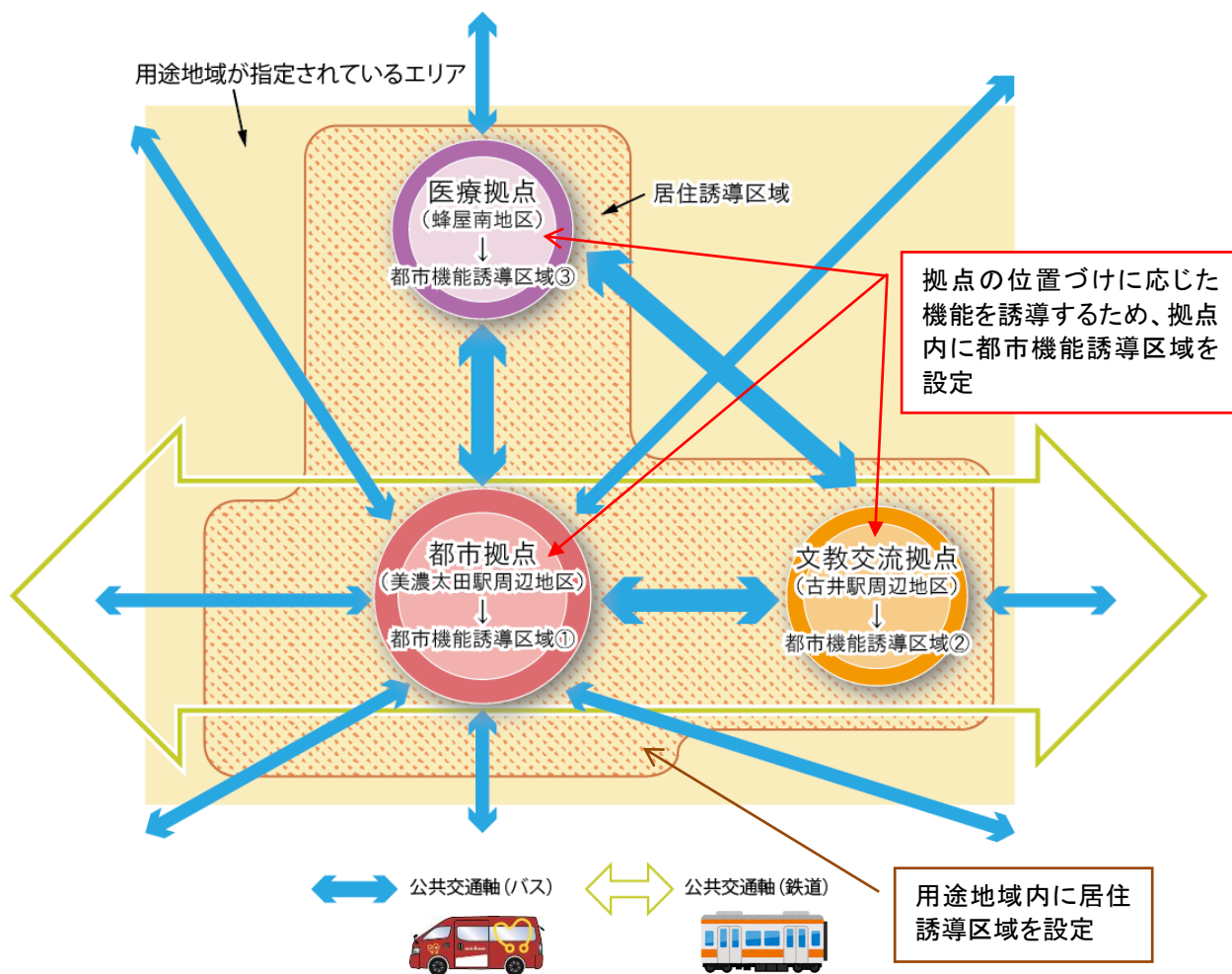
凡 例					
	都市拠点		産業拠点		広域連携軸: 広域幹線道路
	文教交流拠点		市街地地域		広域連携軸: 鉄道
	地域生活拠点		集落・農業地域		拠点間/地域内連携軸: 幹線道路
	サテライト拠点		森林・丘陵地域		みどりの健康軸
	医療拠点				かわの健康軸

表2 都市構造の各拠点と立地適正化計画における位置づけ

都市計画マスタープランの都市構造			立地適正化計画 における位置づけ	備考
拠点	場所/位置	考え方		
都市拠点	美濃太田駅周辺地区	・都市全体の活動を牽引しながら、都市の活力（賑わい、回遊性など）を向上させる都市機能（商業・業務、医療・福祉、行政サービス等）を備えた拠点（中心市街地を含むエリア）	都市機能誘導区域① (用途地域内)	・美濃太田駅北側は用途地域外であるが、既に本市の重要な商業拠点ともいえる状況が認められるため、都市計画マスタープランでは、都市拠点の一部として含む。
文教交流拠点	古井駅周辺地区	・鉄道駅周辺で一定の商業集積や高校や図書館など教育・文化、交流機能の集積が認められる地区であり、引き続き地域の生活利便性や教育・文化、交流機能の向上を図る必要がある拠点	都市機能誘導区域② (用途地域内)	—
地域生活拠点	加茂野地区	・人口増加がみられる地区にあり、行政・コミュニティサービスや既に形成されている沿道商業施設など生活利便性の向上を図る必要がある拠点	—	・用途地域外であるため立地適正化計画における誘導区域の検討対象外。
サテライト拠点	蜂屋地区、山之上地区、伊深地区、三和地区、下米田地区	・各集落などの暮らし（生活）の中心に位置し、地域に必要な行政サービスやコミュニティサービスなどの集積、並びに生活利便性の向上を図る拠点	—	—
医療拠点	蜂屋南地区	・地域医療の充実・強化、災害拠点病院としての役割や保健センター、子育て世代包括支援センター等を配置し、健康増進機能の強化などを見据えた拠点	都市機能誘導区域③ (用途地域内)	—
産業拠点	蜂屋地区 蜂屋台周辺地区	・企業の進出意向に対応すべく産業用地の拡張等も視野に入れた、本市の持続性（稼ぐ力）の維持・向上に資する拠点	—	—

前頁における拠点の位置づけや公共交通軸形成の考え方を踏まえ、立地適正化計画における都市の骨格構造を以下のように設定します。

図 35 立地適正化計画における都市の骨格構造（概念図）



4 誘導区域・誘導施策

4-1 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域について

- ・都市機能誘導区域とは、医療・福祉、商業等の都市機能を誘導し、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。
- ・都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物の開発行為、建築等行為を行う場合は、市長への届出が必要となります。

(2) 都市機能誘導に関する基本的な考え方

- ・本計画の将来都市構造では、「都市拠点（美濃太田駅周辺地区）」「文教交流拠点（古井駅周辺地区）」「医療拠点（蜂屋南地区）」を都市機能誘導区域として位置付けており、ここではその拠点を設定します。

(3) 区域設定の考え方

- ・区域は、以下の4点について考察し、都市の特性を総合的に判断して設定します。また、区域界は、道路、河川等の地形地物を基本に分かりやすい区域界とします。

●都市機能、人口の集積状況

- ・都市的な地域を示す人口集中地区（DID）や人口密度を参考に区域の範囲を設定します。

図36 人口集中地区（DID）

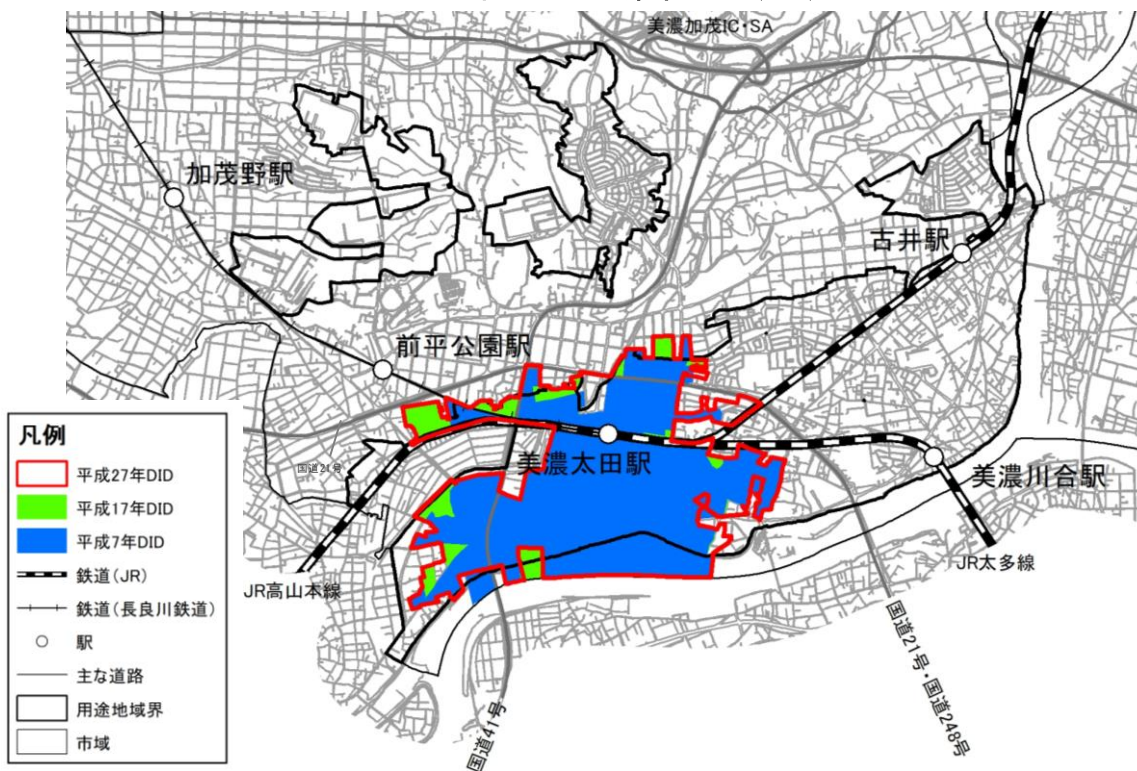
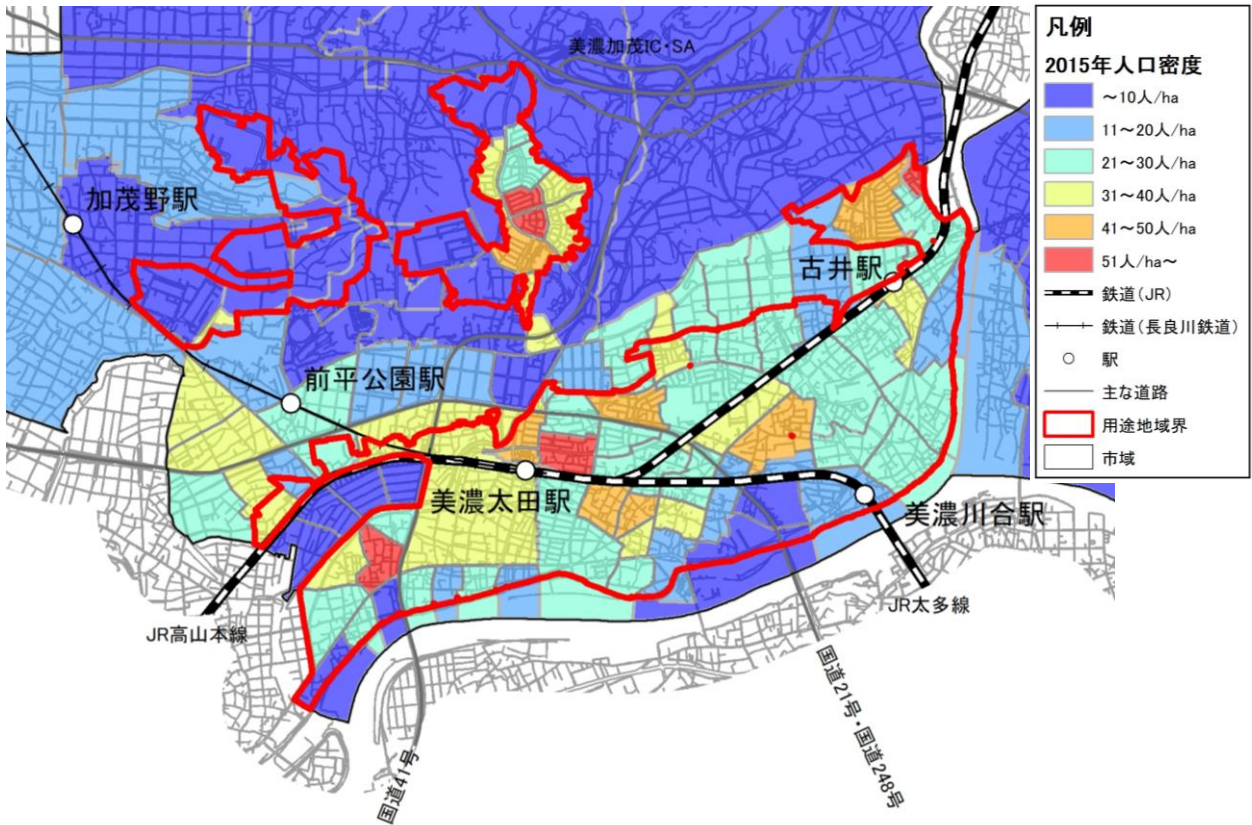


図 37 2015 年人口密度

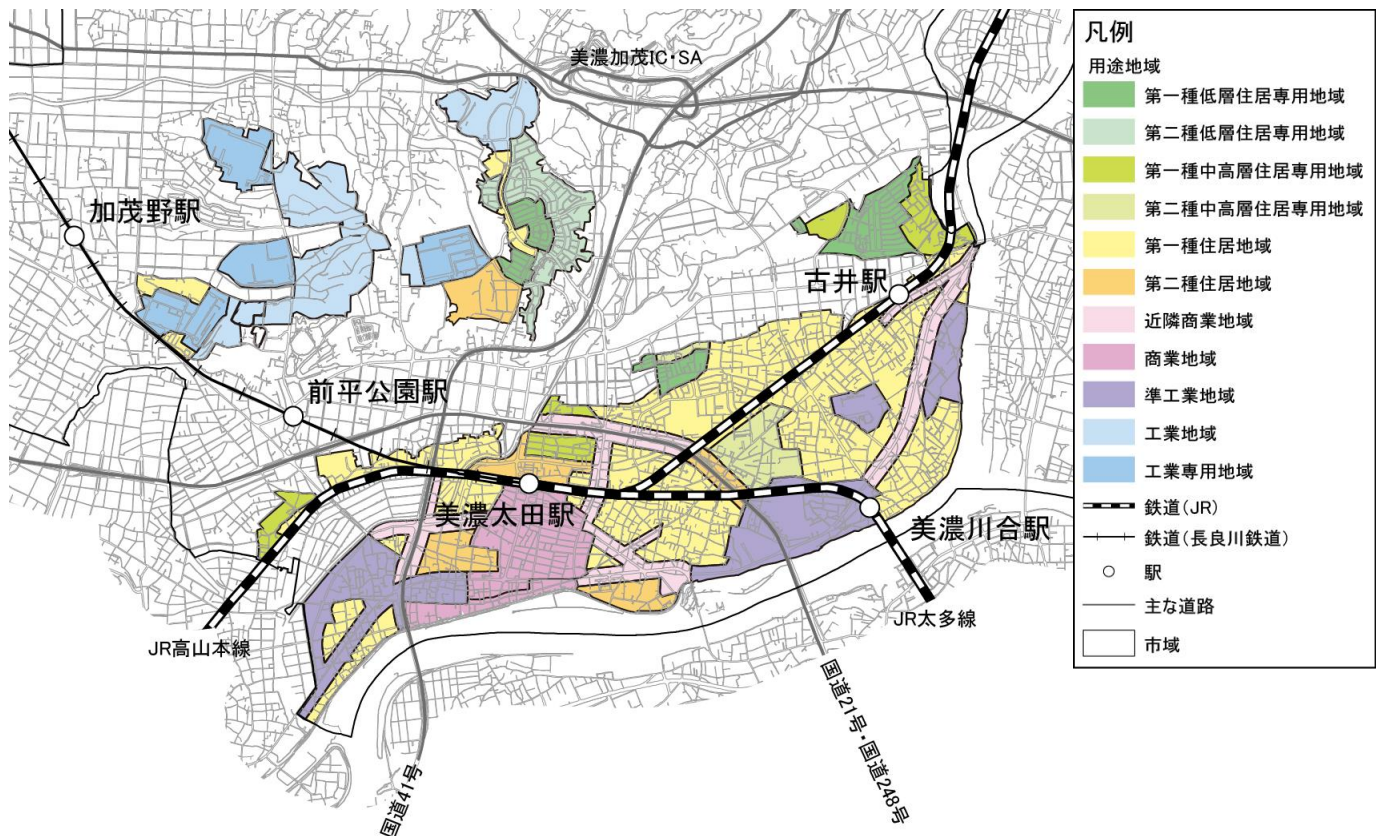


資料出所：国勢調査

●土地利用規制の状況

- ・商業、業務機能の誘導を図る商業地域や近隣商業地域を中心に区域の範囲を設定します。

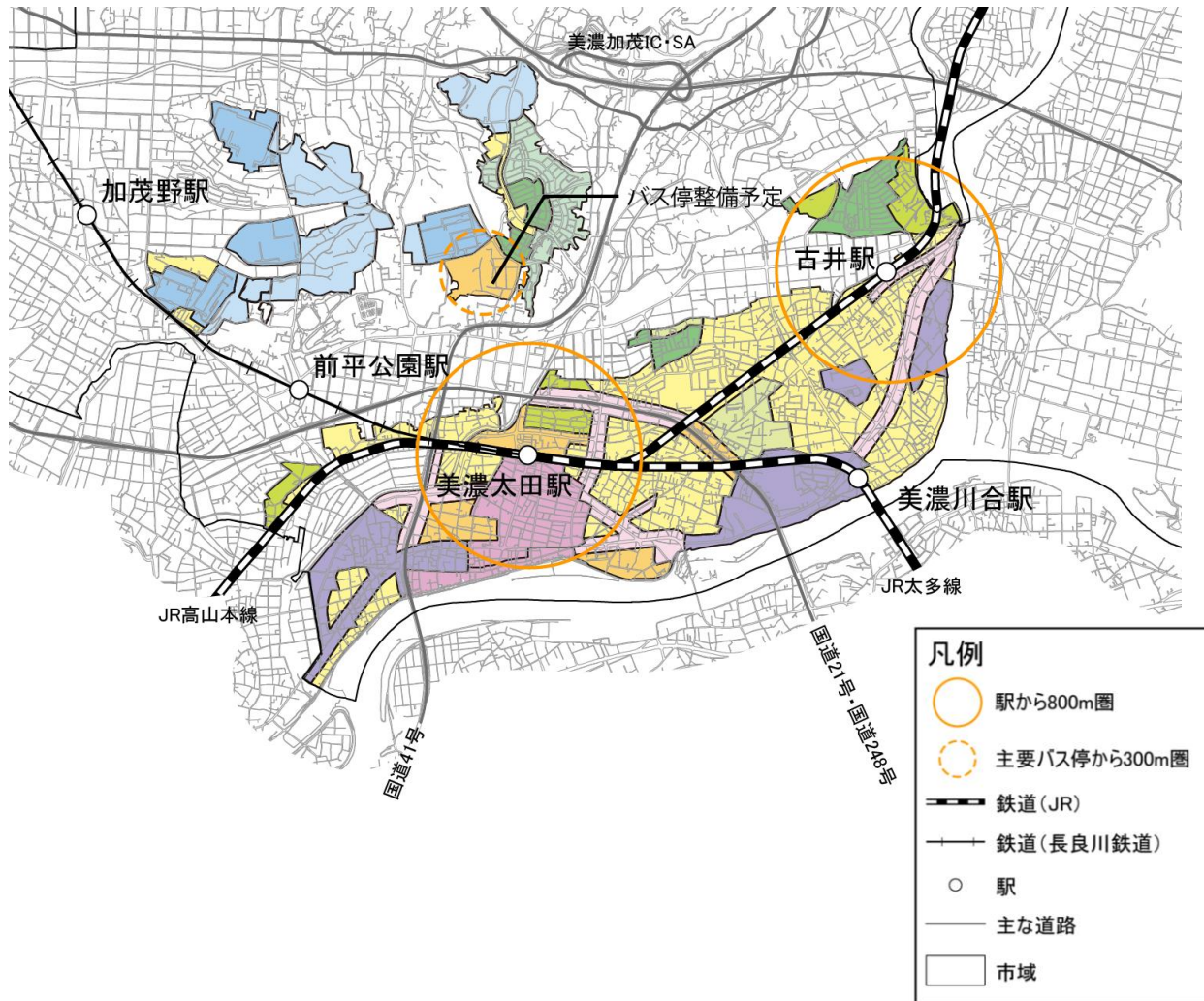
図 38 用途地域



●徒歩等による移動しやすさ

- ・各拠点の中心となる駅やバス停から徒歩や自転車で容易に回遊することが可能な範囲を目安の一つとして表します。

図 39 駅勢圏、主要バス停圏



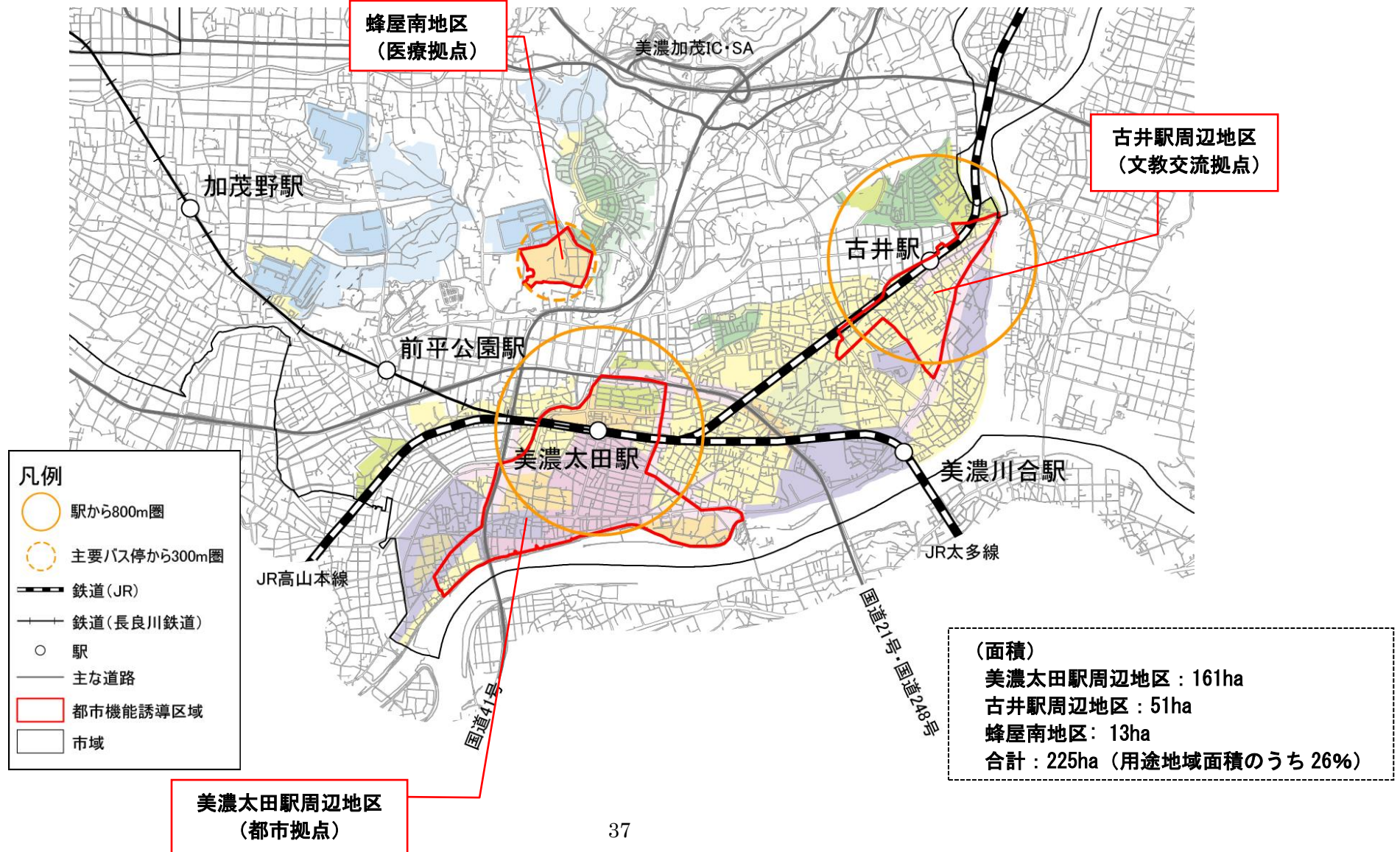
●都市計画マスタープランでの位置づけ

- ・都市計画マスタープランに示した都市構造等との整合を図ります。

(4) 都市機能誘導区域

・都市機能誘導区域は「美濃太田駅周辺地区」「古井駅周辺地区」「蜂屋南地区」として、以下のエリアで設定します。

図40 都市機能誘導区域



(5) 誘導施設設定の考え方

- ・誘導施設とは、都市における居住者の共同の福祉や利便を維持・向上させるために、都市機能誘導区域内に誘導すべき都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設など）のことです。
- ・誘導施設は、以下の観点で設定します。

●現在の集積状況

- ・本市における生活を支える主な都市機能の立地状況を踏まえて、誘導施設の候補として表3の施設が挙げられます。

表3 誘導施設候補の立地状況

生活を支える主な都市機能		美濃太田駅 周辺地区 (都市拠点)	古井駅周辺地区 (文教交流拠点)	蜂屋南地区 (医療拠点)
機能	施設			
行政機能	市役所	1	—	—
教育・文化 機能	図書館	1	1	—
	文化会館	1	—	—
	体育館	1	—	—
	生涯学習センター	1	—	—
	交流センター	1	1	—
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 m ² 以上)	2	—	—
医療機能	病院	2	—	—
	診療所 (内科を含む)	18	1	—
福祉機能	保健センター	1	—	—
	高齢者福祉事業所	3	—	—
	障がい者福祉事業所	2	—	—
子育て支援機能	保育園・幼稚園・こども園	5	1	—
金融機能	銀行・信用金庫	4	—	—

●まちづくり基本方針

- ・本計画では、4つのまちづくり基本方針を掲げており、その基本方針に対応した誘導施設の設定を行います。

●拠点の特性やまちづくりの方向性

- ・本計画で示す都市機能誘導区域の3つの拠点の方向性をもとに、現在の施設の分布状況、今後予定している事業等を踏まえて誘導施設の設定を行います。

(6) 誘導施設

- ・各地区に現在、立地している都市機能のうち、特に当地区において維持・充実が必要な施設や、まちづくりの基本方針や拠点の方向性を踏まえ、積極的に誘導が必要な施設は誘導施設として設定します。
- ・表3の誘導施設候補の内、診療所は、市内に多数立地し、地域密着型の医療機関として役割を担っているため誘導施設として設定しないこととします。

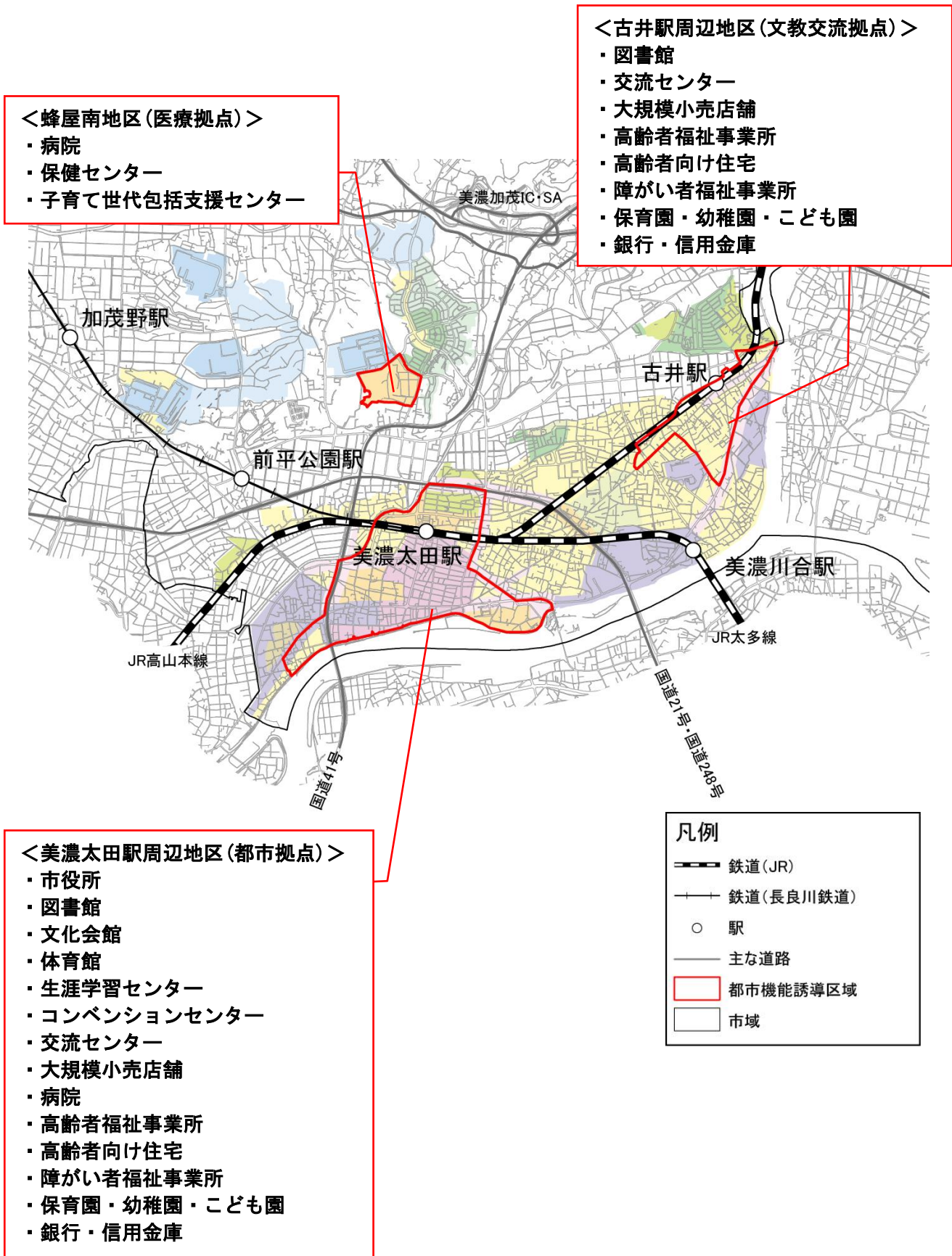
表4 誘導施設として位置づける施設

誘導施設		都市機能誘導区域			施設の定義
機能	施設	美濃太田駅周辺地区 (都市拠点)	古井駅周辺地区 (文教交流拠点)	蜂屋南地区 (医療拠点)	
行政機能	市役所	■	—	—	・本市の市役所本庁舎
教育・文化機能	図書館	■	■	—	・図書館法第2条第1項に規定する図書館
	文化会館	■	—	—	・美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例に規定する文化会館
	体育館	■	—	—	・美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例に規定する体育館
	生涯学習センター	■	—	—	・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に規定する美濃加茂市生涯学習センター
	コンベンションセンター	○	—	—	・物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設であわせて会議室などを備えたもの
	交流センター	■	■	—	・美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例に規定する交流センター
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡以上)	■	○	—	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗
医療機能	病院	■	—	○	・医療法第1条の5第1項に規定する病院
福祉機能	保健センター	—	—	○	・地域保健法第18条に規定する保健センター
	高齢者福祉事業所	■	○	—	・介護保険法第8条に規定する訪問系、通所系事業所
	高齢者向け住宅	○	○	—	・高齢者住まい法に規定するサービス付き高齢者向け住宅
	障がい者福祉事業所	■	○	—	・障害者総合支援法第5条第2、7、12、13、14項に規定する訪問系、日中活動に関する事業所
子育て機能	子育て世代包括支援センター	—	—	○	・母子健康保健法第22条に規定する子育て支援センター
	保育園・幼稚園・こども園	■	■	—	・児童福祉法第39条第1項に規定する保育園 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
金融機能	銀行・信用金庫	■	■	—	・銀行法第4条に規定する銀行 ・信用金庫法第4条に規定する信用金庫

■：現在立地する施設を維持・充実

○：現在立地していない施設を誘導

図 41 各都市機能誘導区域における誘導施設



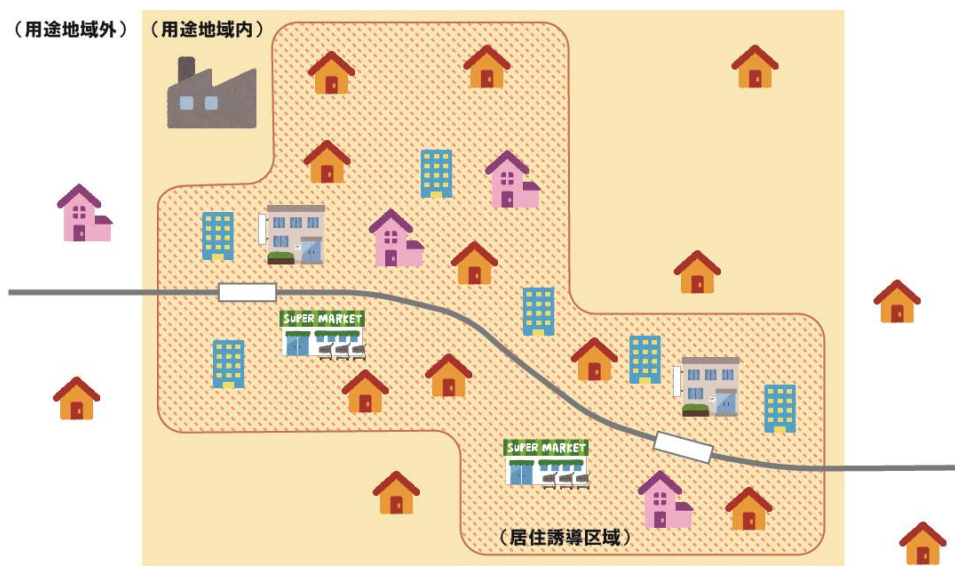
4-2 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域について

- ・居住誘導区域とは、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、子育て層や高齢者など多様な世代の人々が歩いて暮らせる生活が続けられるよう、居住を誘導すべき区域のことです。
- ・居住誘導区域外において、一定規模以上（3戸以上など）の開発行為、建築等行為を行う場合は、市長への届出が必要になります。

(2) 居住誘導に関する基本的な考え方

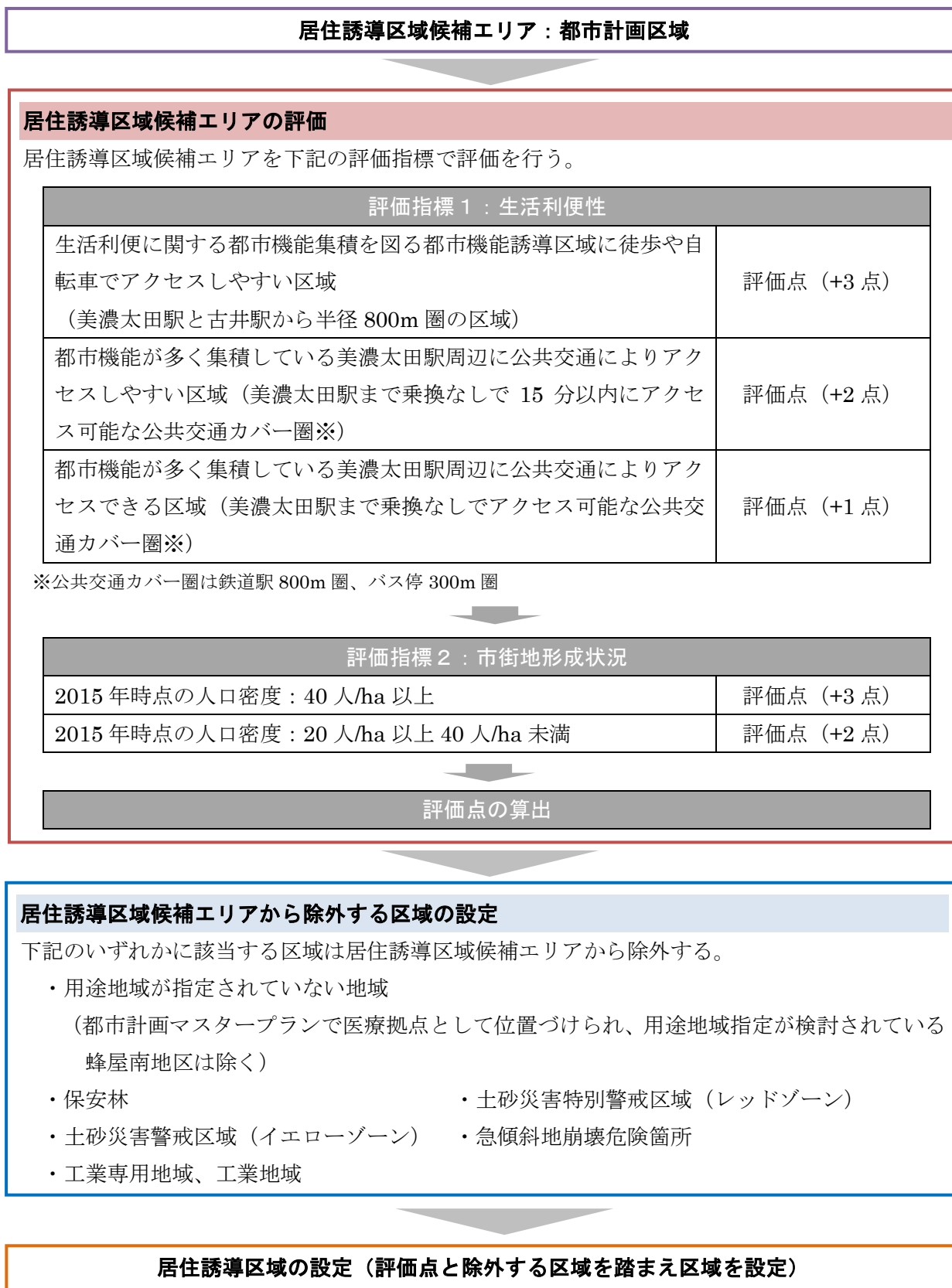
- ・今後、人口減少や高齢化が進展していく中で、子どもから高齢者に至るまで様々な世代の人々がいつまでも豊かに暮らせるようにしていただくためには、生活サービス機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・充実に向けて、一定の居住密度を維持していくことが求められます。
- ・また、災害により甚大な被害を受ける危険性が少ない地域に居住誘導を図っていく必要があります。
- ・そのため、居住誘導区域を明示し、居住誘導を図ることで持続可能な市街地の形成を目指します。



(3) 区域設定の考え方

- ・居住誘導区域は、以下に示すフローで設定します。

図 42 居住誘導区域の設定フロー



(参考) 浸水想定区域について

水防法に規定する浸水想定区域は都市計画運用指針では「それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされています。

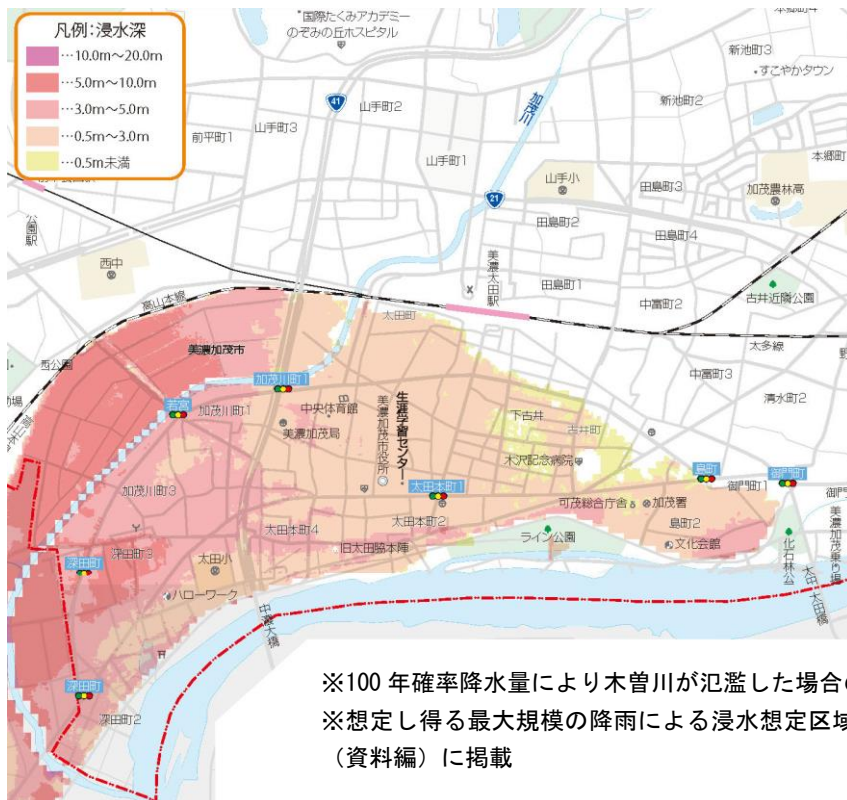
本市の場合、木曽川浸水想定区域と加茂川浸水想定区域が市域の南側に広がっています。

木曽川については、河川改修等により一定の河川断面が確保されており、また新丸山ダム建設事業が進められていることから、床上浸水や人命への影響を及ぼす危険性が順次低くなっていく状況にあります。また、加茂川については、加茂川総合内水対策計画に基づき平成 24 年以降、排水ポンプの増設、河川改修や貯留浸透施設の整備等、浸水被害の軽減策を講じています。また、ハード対策だけでなく、ソフト面でも浸水が想定される地域では下記の取り組みを行っており、警戒避難体制の整備を進めています。

- ・ 防災行政無線の内容の「すぐメールみのかも」による配信
- ・ 「ぎふ川と道のアラームメール」、「ツイッター」による防災情報の提供
- ・ CCTV カメラ映像、河川水位等の防災情報の市ホームページでの提供
- ・ ハザードマップの配布
- ・ 浸水災害を想定した地区防災訓練の実施（1回/1年）
- ・ 防災ラジオの全戸貸与
- ・ 防災情報伝達システムの導入による情報伝達の強化（導入整備予定）

以上の取り組みにより、木曽川浸水想定区域、加茂川浸水想定区域ともに、災害リスクの低減が図られているため、居住誘導区域に含めることとしています。

図 43 木曽川浸水想定区域

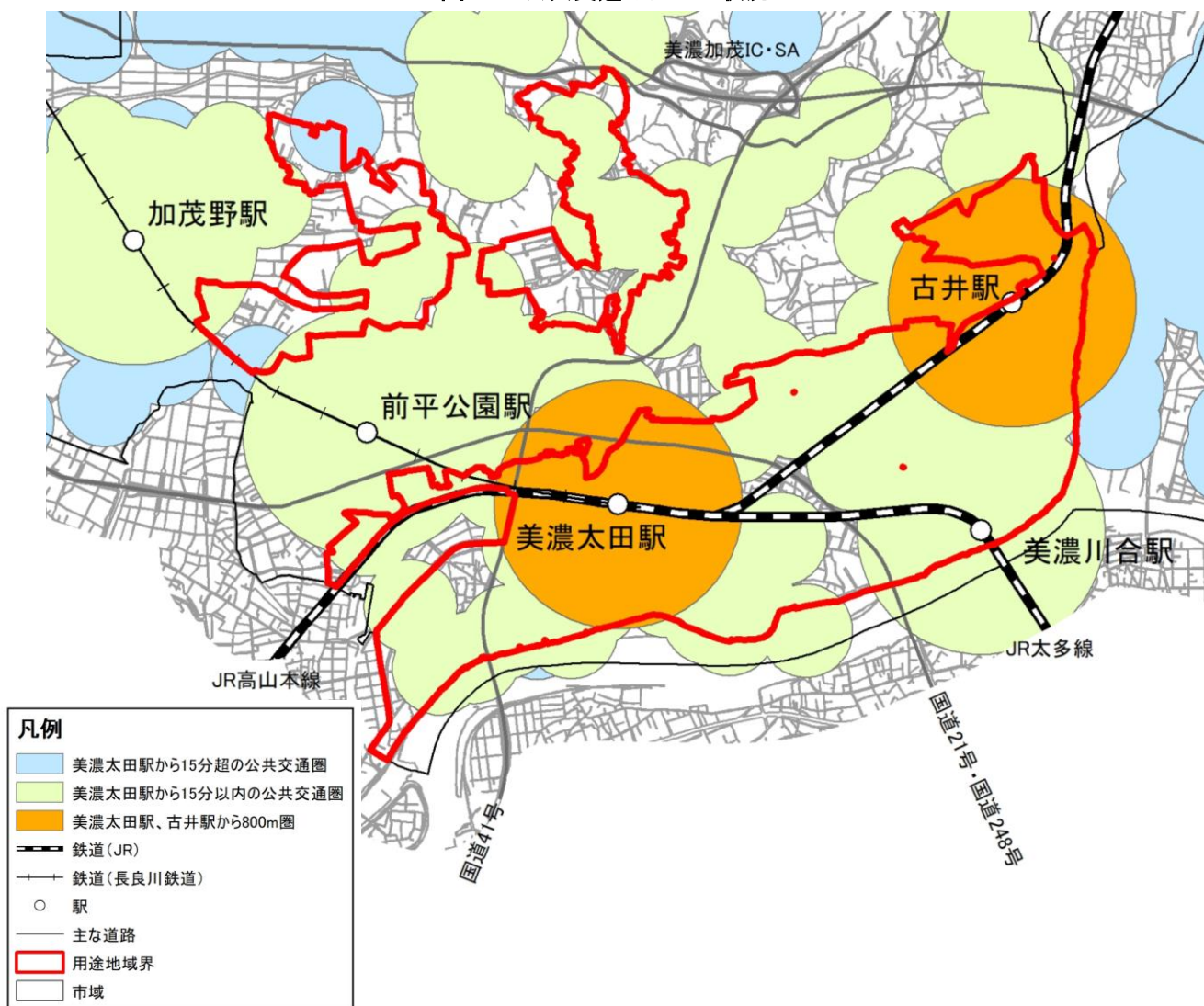


(4) 居住誘導区域候補エリアの評価、抽出

①生活利便性

生活利便に関する都市機能集積を図る都市機能誘導区域に徒歩や自転車でアクセスしやすい区域（美濃太田駅と古井駅から半径 800m 圏の区域）は評価点を（+3 点）、都市機能が多く集積している美濃太田駅周辺に公共交通によりアクセスしやすい区域（美濃太田駅まで乗換なしで 15 分以内にアクセス可能な公共交通カバー圏（鉄道駅 800m 圏、バス停 300m 圏））は評価点を（+2 点）、都市機能が多く集積している美濃太田駅周辺に公共交通によりアクセスできる区域（美濃太田駅まで乗換なしでアクセス可能な公共交通カバー圏（鉄道駅 800m 圏、バス停 300m 圏））は評価点を（+1 点）とします。

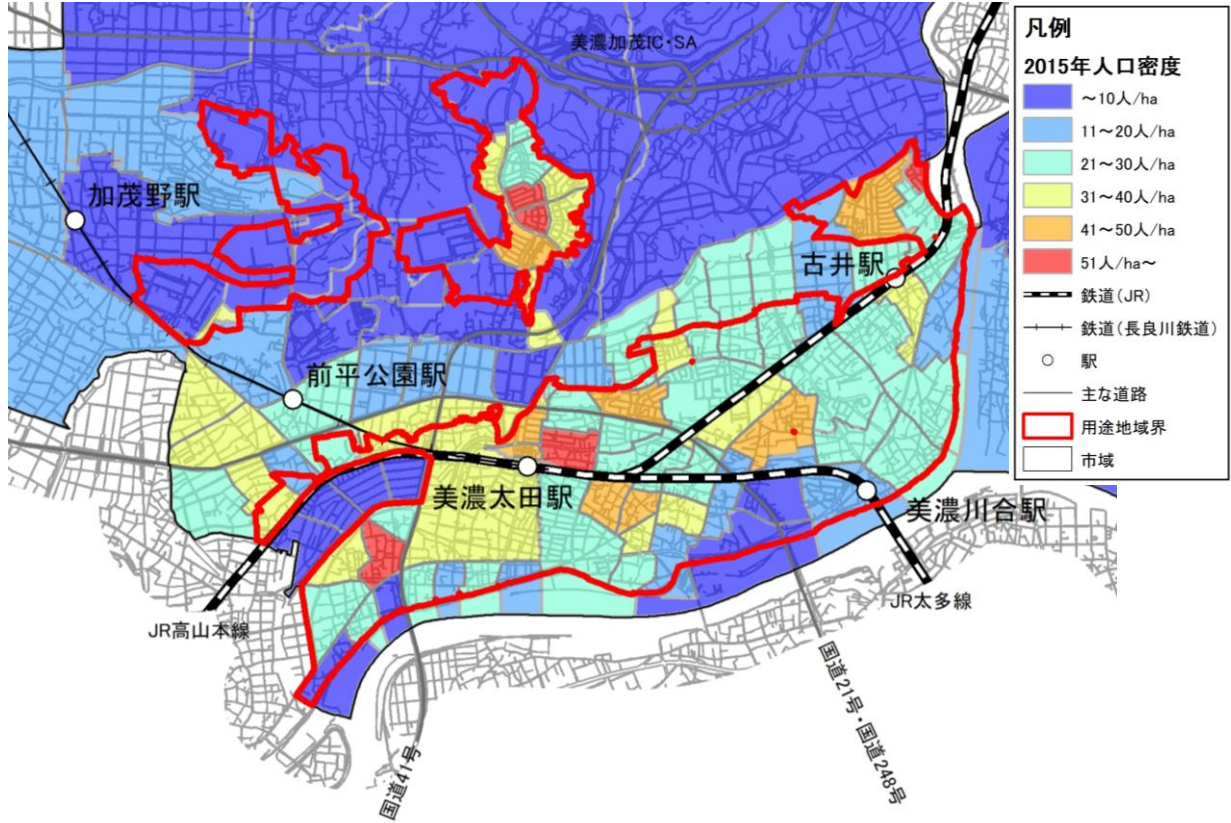
図 44 公共交通のカバー状況



②市街地形成状況

すでに市街地が形成されている区域として、2015年時点において人口密度が41人/ha以上の区域は評価点を(+3点)、21人/ha以上40人/ha以下の区域は評価点を(+2点)とします。

図45 2015年人口密度



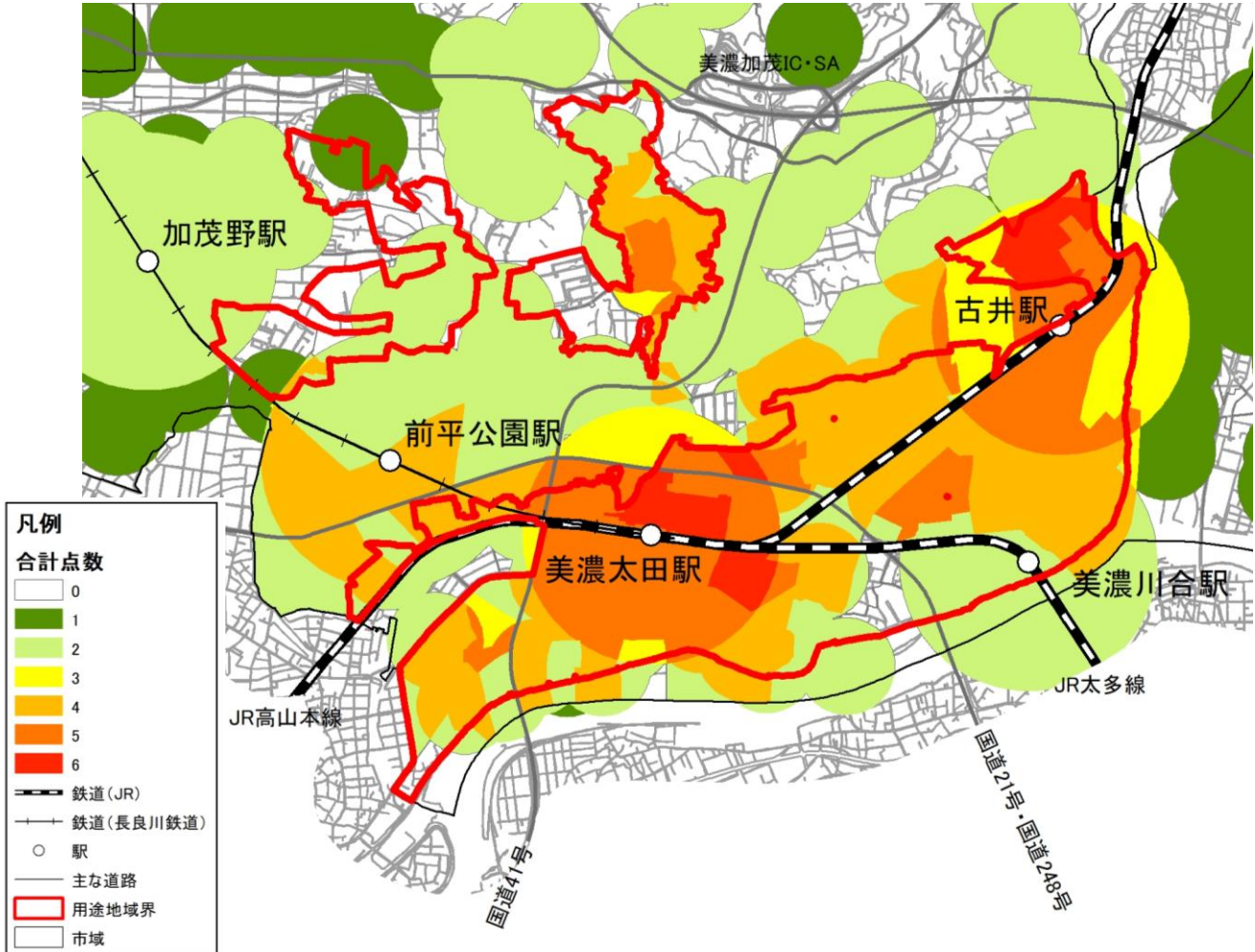
資料出所：国勢調査



③評価点の算出

①②の合計点数を以下に示します。合計点が2点以上の地区を居住誘導区域の候補エリアとして抽出します。

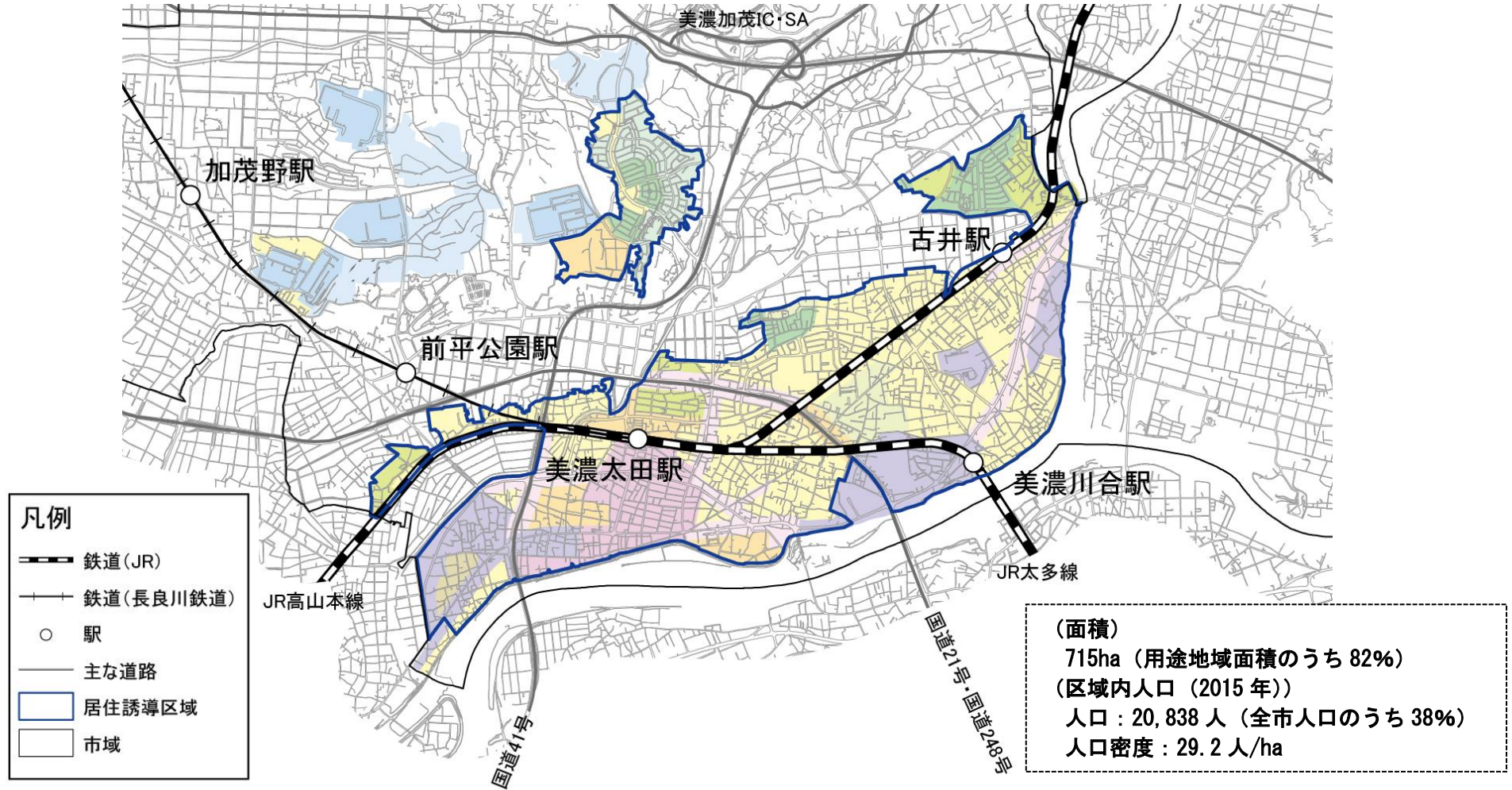
図46 評価点



(5) 居住誘導区域

居住誘導区域の候補エリアの評価点、居住誘導区域候補エリアから除外する区域を踏まえ、次の通り居住誘導区域を設定します。

図 47 居住誘導区域



4-3 誘導施策

(1) 誘導施策の考え方

都市構造として「コンパクト・プラス・ネットワークのまち」の実現に向けて、4つのまちづくり基本方針に対応して、誘導施策を設定します。

誘導施策の実施にあたっては、官民連携を図り、様々な施策を組み合わせながら総合的に取り組みを進めます。

(2) 誘導施策

まちづくり基本方針1 健やかな心と体を育む、歩いて楽しいまちづくり

都市機能誘導についての施策

歩いて楽しい空間の形成

<美濃太田駅周辺地区>

- ・歩行者空間の整備（市道 島深田線、塚原坂下線のバリアフリー化、逍遙プロムナード整備事業）
- ・道路の長寿命化
- ・都市公園等の再整備
- ・商業活性化に向けた支援（女性向け起業・出店補助事業、商店街振興の取組）
- ・低未利用地を活用したにぎわい空間の整備（コモンズ協定（※）を検討）

<古井駅周辺地区>

- ・歩行者空間の整備（市道 神明森山線の交通安全対策）
- ・道路の長寿命化
- ・都市公園等の再整備



市民の健康増進を促す医療拠点の形成

<蜂屋南地区>

- ・（仮）中部国際医療センターの整備
- ・新保健センターの整備

（※）コモンズ協定（立地誘導促進施設協定）

低未利用地を活用して地域住民等が共同で管理する広場やコミュニティ施設をつくった際、それらが適正に管理・活用されるように、地権者の間で協定を結び、適切に運用していく制度。

まちづくり基本方針2 多様な世代が暮らしやすい居住環境が整ったまちづくり

都市機能誘導についての施策

子育て、教育環境の充実・強化

<美濃太田駅周辺地区>

- ・新古井保育園の整備、新太田保育園整備の検討

<蜂屋南地区>

- ・子育て世代包括支援センター整備

<古井駅周辺地区>

- ・教育、文化機能の整備・誘導



高齢者支援施設の充実

<美濃太田駅周辺地区>

- ・地域密着型サービス事業所の誘致



地域の交流を促す拠点整備

<全地区>

- ・空家を活用した地域交流拠点の整備

居住誘導についての施策

ファミリー層
に対する居住
促進・支援

- ・居住誘導に向けた低利融資制度創設等の検討
- ・発達総合支援センター整備の検討
- ・都市公園等の再整備

生活利便性の
高いエリアへ
の住替え誘導

- ・マイホーム借上げ制度の活用促進

空家や空地の
活用促進

- ・美濃加茂市空家バンクの活用促進
- ・住宅工事等補助金制度の活用促進

まちづくり基本方針3 拠点ごとの特性に応じた機能が整ったまちづくり

都市機能誘導についての施策

美濃太田駅周
辺における人
が集まる拠点
の形成

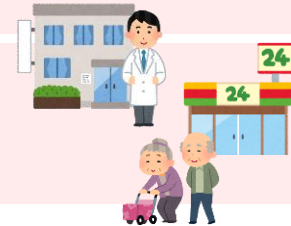
<美濃太田駅周辺地区>

- ・美濃太田駅周辺市街地開発事業
- ・行政施設、市民広場、地域交流施設等の公共施設整備
- ・商業施設等の誘導

古井駅周辺の
徒歩圏におけ
る生活利便性
の維持

<古井駅周辺地区>

- ・市民交流関連施設の整備の検討
- ・商業施設等の生活利便機能の誘導



まちづくり基本方針4 誰もが移動しやすい環境が整ったまちづくり

交通についての施策

交通結節点の機
能強化

- ・美濃太田駅自由通路の改修の検討
- ・美濃太田駅南口広場、北口広場の改築の検討
- ・美濃太田駅・古井駅駐輪場の改築の検討

公共交通ネット
ワークの充実

- ・あい愛バスの路線再編
- ・拠点間、拠点と周辺都市を結ぶバス路線の創設

公共交通が利用
できない人の移
動手段の確保

- ・要介護者等の移動支援に向けた制度の構築

公共交通の利用
の促進

- ・公共交通利用に関する意識啓発の取組（モビリティマネジメント）

新たな技術の活用

- ・ICTやAI、自動運転技術等を活用した新たなモビリティ政策に向けた検討等



(参考) 誘導施策一覧

まちづくり基本方針1
健やかな心と体を育む、歩いて楽しいまちづくり

まちづくり基本方針2
多様な世代が暮らしやすい居住環境が整ったまちづくり

まちづくり基本方針3
拠点ごとの特性に応じた機能が整ったまちづくり

まちづくり基本方針4
誰もが移動しやすい環境が整ったまちづくり

都市機能誘導についての施策

歩いて楽しい空間の形成

- <美濃太田駅周辺地区>
 - ・歩行者空間の整備（市道 島深田線、塚原坂下線のバリアフリー化、逍遙プロムナード整備事業）
 - ・道路の長寿命化 ・都市公園等の再整備
 - ・商業活性化に向けた支援（女性向け起業・出店補助事業、商店街振興の取組）
 - ・低未利用地を活用したにぎわい空間の整備（コモンズ協定を検討）
- <古井駅周辺地区>
 - ・歩行者空間の整備（市道 神明森山線の交通安全対策）
 - ・道路の長寿命化 ・都市公園等の再整備

市民の健康増進を促す医療拠点の形成

- <蜂屋南地区> ・（仮）中部国際医療センターの整備 ・新保健センターの整備

子育て、教育環境の充実・強化

- <美濃太田駅周辺地区> ・新古井保育園の整備、新太田保育園整備の検討
- <蜂屋南地区> ・子育て世代包括支援センター整備
- <古井駅周辺地区> ・教育、文化機能の整備・誘導

高齢者支援施設の充実

- <美濃太田駅周辺地区> ・地域密着型サービス事業所の誘致

地域の交流を促す拠点整備

- <全地区> ・空家を活用した地域交流拠点の整備

美濃太田駅周辺における人が集まる拠点の形成

- <美濃太田駅周辺地区>
 - ・美濃太田駅周辺市街地開発事業 ・商業施設等の誘導
 - ・行政施設、市民広場、地域交流施設等の公共施設整備

古井駅周辺の徒歩圏における生活利便性の維持

- <古井駅周辺地区> ・市民交流関連施設の整備の検討 ・商業施設等の生活利便機能の誘導

ファミリー層に対する居住促進・支援

- ・居住誘導に向けた低利融資制度創設等の検討 ・発達総合支援センター整備の検討
- ・都市公園等の再整備

生活利便性の高いエリアへの住替え誘導

- ・マイホーム借上げ制度の活用促進

空家や空地の活用促進

- ・美濃加茂市空家バンクの活用促進 ・住宅工事等補助金制度の活用促進

交通結節点の機能強化

- ・美濃太田駅自由通路の改修の検討 ・美濃太田駅南口広場、北口広場の改築の検討
- ・美濃太田駅・古井駅駐輪場の改築の検討

公共交通ネットワークの充実

- ・あい愛バスの路線再編 ・拠点間、拠点と周辺都市を結ぶバス路線の創設

公共交通が利用できない人の移動手段の確保

- ・要介護者等の移動支援に向けた制度の構築

公共交通の利用の促進

- ・公共交通利用に関する意識啓発の取組（モビリティマネジメント）

新たな技術の活用

- ・ICT や AI、自動運転技術等を活用した新たなモビリティ政策に向けた検討等

居住誘導についての施策

交通についての施策

4-4 届出制度

(1) 居住誘導区域外での建築等の届出等

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発等を行おうとする場合には、原則として以下のよ
うな行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となります。
(都市再生特別措置法第88条第1項)

【開発行為】

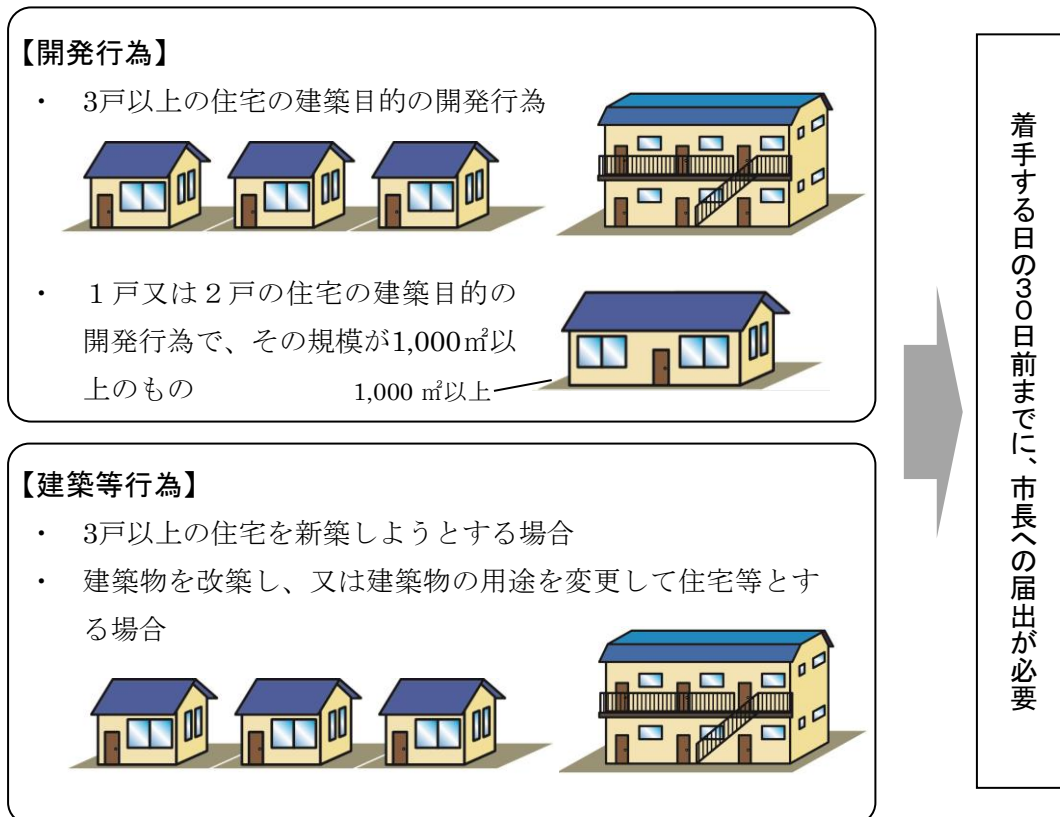
- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

届出があった際、市長は住宅等の立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあつ
せん等を行うことができます。(都市再生特別措置法第88条第3項、第4項)

図 48 居住誘導区域外での建築等の届出対象イメージ



(2) 都市機能誘導区域外での建築等の届出等

都市機能誘導区域外において、誘導施設の整備を行おうとする場合、原則として以下のような行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条第1項)

【開発行為】

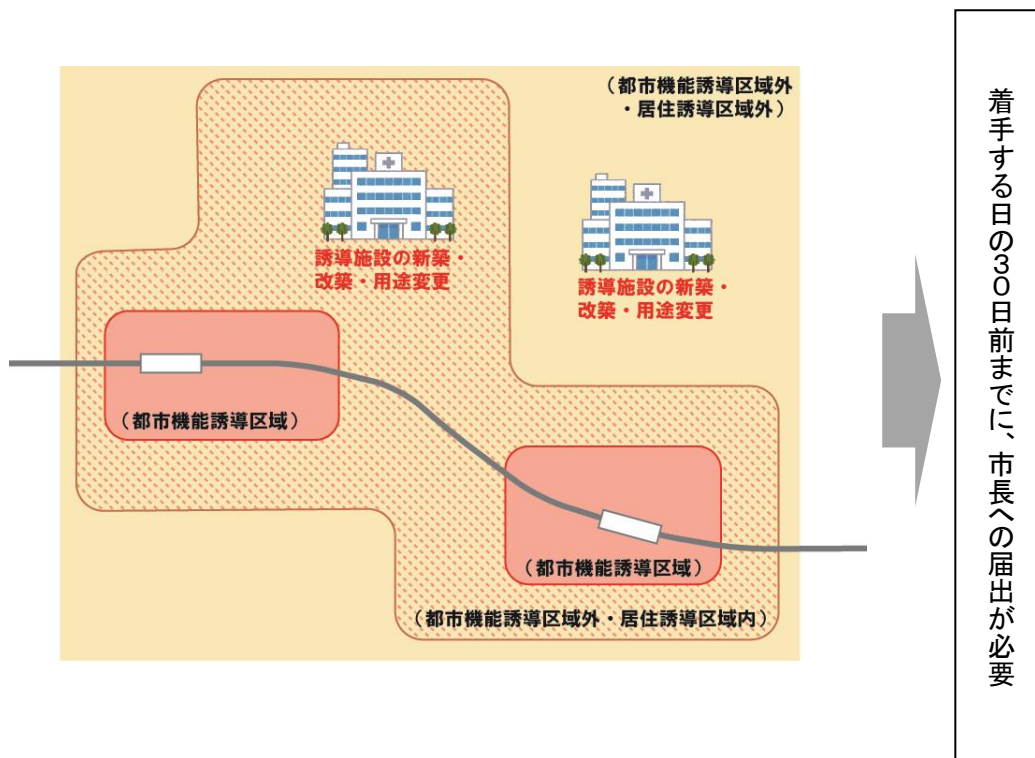
- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

【建築等行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

届出があった際、市長は誘導施設の立地を適正なものとするための勧告や、土地の取得についてのあっせん等を行うことができます。(都市再生特別措置法第108条第3項、第4項)

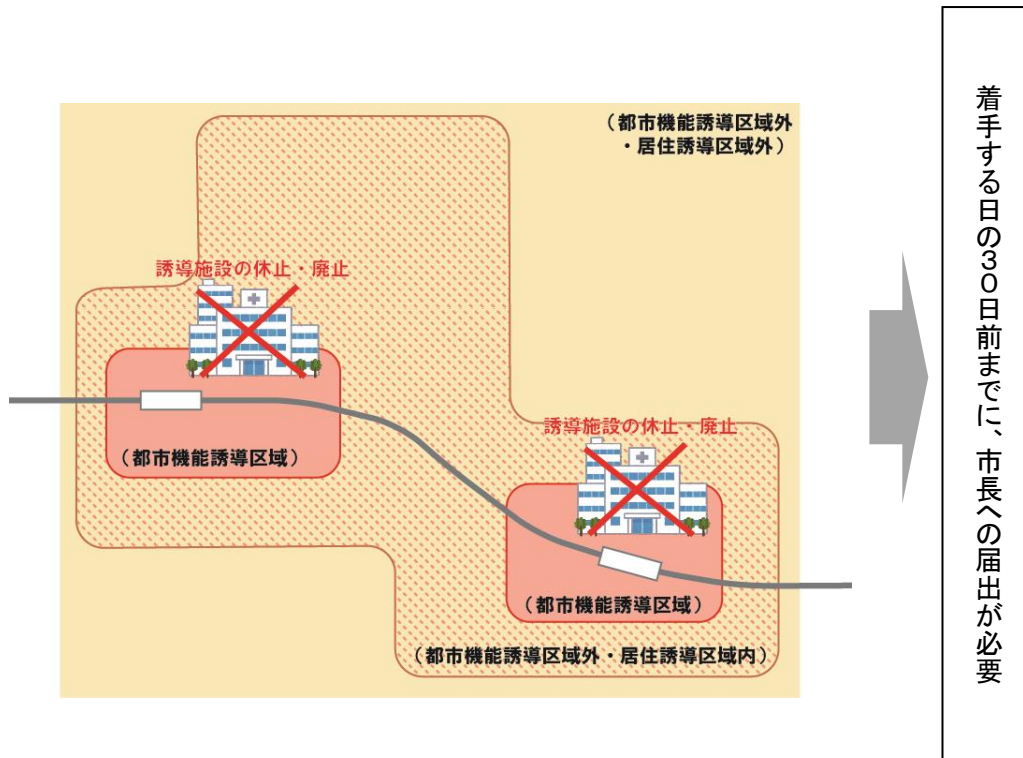
図 49 都市機能誘導区域外での建築等の届出イメージ



(3) 都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条2)

図 50 都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出イメージ



5 計画の進行管理

5-1 定量的な目標値

本計画では、「コンパクト・プラス・ネットワークのまち」実現に向けて、4つのまちづくり基本方針を掲げており、それらの基本方針に沿って施策を展開するものとしています。

目標の実現に向けて、本計画では①健康づくり②居住誘導③都市機能誘導の3つの観点で目標指標、目標値を設定することとします。

表5 目標指標と目標値

	目標指標	基準値	目標値（2040年度）
「健康づくり」 についての目標	市民の一日平均歩数	5,800 歩/日	7,300 歩/日
「居住誘導」 についての目標	居住誘導区域内の人口密度	29.2 人/ha (2040年度推計値 28.5 人/ha)	29.2 人/ha
「都市機能誘導」 についての目標	美濃太田駅、古井駅 周辺に生活利便施設 (商業施設や医療施設 など)があり便利 だと思う人の割合	2020年度測定値	2020年度測定値+10%

(参考：目標設定の考え方)

①市民の一日平均歩数について

- 健康づくりの目標指標は「市民の一日平均歩数」とします。これは歩いて楽しいまちづくりを進めることで「市民の一日平均歩数」の増加を目指すもので、具体的には基本方針1や基本方針3の施策に取り組むことにより実現を目指す目標値です。
- 基準値は、国土交通省の「まちづくりにおける健康管理効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン」、表2-2 都市規模別・年齢階層別歩行量(歩数)で表されている人口5万人～15万人の市の歩数5,827歩/日を参考にして、歩数5,800歩/日とします。
- 2040年度の目標値は、厚生労働省「健康日本21(2次)」において、「日常生活における歩数の増加」目標として示されている「約1,500歩/日増加」を勘案し、7,300歩/日に設定します。
- 毎年の測定は、市で独自開発中のスマートフォンを活用した市民向け歩数測定アプリが2020年度から稼働を始め登録者を募集することから、登録者のうち20歳以上の人について1年間の平均歩数を調査し、その中間値を計測値とします。

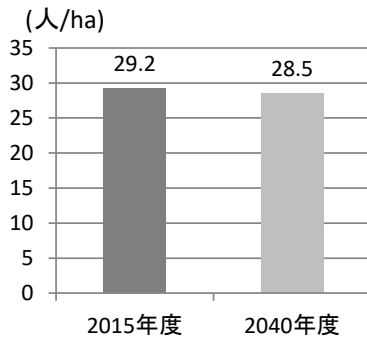
②居住誘導区域内の人口密度

- 基準値は、直近の国勢調査(2015年度)のデータから算出した人口密度29.2人/haとします。
- 2040年度の目標値は、区域内人口密度が2040年度までに28.5人/haまで減少する(図51)ことが推計されている中、各施策を実施することにより現在の人口密度を維持することをめざし

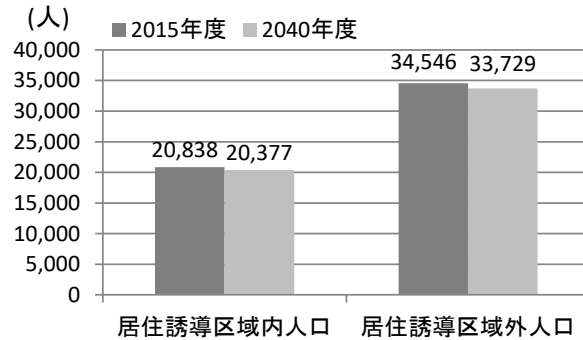
て 29.2 人/ha に設定します。なお、28.5 人/ha を 29.2 人/ha まで向上させるには 460 人程度の人口を居住誘導区域内に誘導することが必要になります。

- ・測定は 5 年ごとに行われる国勢調査の結果から居住区域内人口密度を測定します。

**図 51 居住誘導区域内人口密度
(推計値)**



**図 52 居住誘導区域内外人口
(推計値)**



資料出所：将来人口・世帯予測プログラム（国土技術政策総合研究所）より推計

③美濃太田駅、古井駅周辺が便利だと思う人の割合

- ・基準値は、美濃加茂市が毎年実施している「美濃加茂市市民満足度調査」に 2020 年度から新項目として質問を追加し、その結果を基準値とします。
- ・2040 年度の目標値は、今後展開する様々な施策によって、便利さが実感できる市民の割合が 10% 以上増加することを目指して設定します。
- ・毎年の測定は、「市民満足度調査」により計測を続けます。



5-2 期待される定量的な効果

4つのまちづくり基本方針に沿って取り組みが進み、コンパクト・プラス・ネットワークのまちが形成されることで、市民の「住み続けたいと思う人の割合」が高まることを期待される効果とします。

表6 期待される効果

	基準値	目標値 (2040年度)
住み続けたいと思う人の割合	74.2% (令和元年度調査結果)	80.0%

(参考：期待される効果の考え方)

- ・毎年美濃加茂市が実施している「美濃加茂市市民満足度調査」で調査している「これからも美濃加茂市に住み続けたいですか」の設問における「ずっと住み続けたい」、「できれば住み続けたい」の割合を合算した割合を「住み続けたいと思う人の割合」として把握し、期待される効果とします。
- ・過去5年間の美濃加茂市市民満足度調査結果では、「住み続けたいと思う人の割合」は平成27年度が74.6%、平成28年度が77.5%で、その後低下傾向にあり令和元年度は74.2%となっています。
- ・一方、平成25年住生活総合調査（国土交通省）によると「今後または将来の住み替え」を考えていない人は79.7%（全国値）となっています。
- ・以上の状況を総合的に踏まえ、2040年度には、現在より市民の5%以上が住み続けたいと思えるようになることを期待される効果として80.0%とします。



5-3 計画の進行管理

本計画の実現に向け、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルの考え方に基づいて、概ね5年ごとを目安に、本計画の目標及び誘導施策等の進捗状況を基に進行管理を行います。

また、本計画については、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、必要に応じて計画の見直し等を行う動的な計画として運用すべきであると国が定めており、人口動向やハザードエリアの変更等が生じた場合など、様々な課題に対応するため、進行管理の時期等に合わせ、必要に応じ適宜見直しを実施します。

図 53 計画推進（PDCA サイクルのイメージ）

